

青森県における清涼飲料水の製造と普及 (3)

増田公寧¹⁾

Development of Carbonated Drink Producing Business and Popularization of Carbonated Drinks in Aomori Prefecture, Northern Japan (3)

MASUTA Kimiyasu

Key Words: 清涼飲料水、ラムネ、サイダー、佐野仙之助、横井與吉

はじめに

本県における清涼飲料水の製造と普及の経緯について述べた書物は少なく、管見では『青森市史』産業編(1958年発行)²⁾に記される「清涼飲料水製造業」の一節に限られる。前々稿(2021)では、青森市において初めて清涼飲料水(ラムネ)を製造した者が明治32(1899)年創業の「青森ラムネ製造合資会社」(横井與吉)であるとする同書の記述について検証し、明治30(1897)年創業³⁾の「佐野商店」(佐野仙之助)がこれに先立つ可能性を示した⁴⁾。また前稿(2022)では、地場産清涼飲料水が製造される前の時代、主に函館からの移入に頼っていた明治20年代の状況を確認した⁵⁾。

本稿ではそれに続く時代、すなわち地場産の清涼飲料水が登場し普及してゆく明治30年代を取り上げる。この時代は本県における清涼飲料水製造業の揺籃期にあたり、清涼飲料水が急速に普及し、大衆化した時代でもある。清涼飲料水製造業の発展にとって基礎となり要となった時代である。

「清涼飲料水」とは、現在では酒精飲料や乳性飲料を除くソフトドリンク全般(飲料水、炭酸飲料、果実飲料、スポーツ飲料、保健飲料、茶系飲料)を含むが、この用語がはじめて出現した明治33(1900)年の清涼飲料水営業取締規則(内務省令第30号)においては、炭酸飲料を中心とする限定的な概念であった。更にそれ以前、明治32(1899)年の青森県令第十二号では「沸騰飲料水」という用語がこれに相当し、炭酸飲料を意味した⁶⁾。そして、この時代の本県においては、まだ地場産のサイダーやシロンは製造されておらず、炭酸飲料といえばラムネであった。すなわち本稿で取り上げる「清涼飲料水」とは、ラムネのことである。

本稿執筆にかかる県内外の資料調査・資料収集・聞き取り調査は、すべて公務外・私費によっておこなった。

構成

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">1 函館産から地場産へ2 地場産ラムネのはじまりー他社ブランドでの製造<ul style="list-style-type: none">2-1 一#印ラムネ 北水舎出張所(佐野仙之助)2-2 四日市 朝水舎出張所(佐野仙之助)2-3 当時のラムネ製造3 ライバルの出現ーオリジナルブランドでの製造<ul style="list-style-type: none">3-1 沸騰飲料水取締規則(明治32年)3-2 朝日印ラムネ 佐野商店(佐野仙之助)3-3 桜印ラムネ 青森ラムネ製造合資会社(横井與吉)3-4 定説の検証4 2大ブランドによる競争ーラムネブームの到来<ul style="list-style-type: none">4-1 広告と宣伝4-2 ラムネブーム4-3 製造量の増加4-4 主要産業となったラムネ5 販路の開拓ー弘前への進出<ul style="list-style-type: none">5-1 弘前市への進出ー生活の洋風化と弘前5-2 朝日印ラムネ 佐野商店(佐野仙之助)の弘前移転5-3 桜印ラムネ 青森ラムネ製造(資)・弘前支店の開業5-4 製造業者の増加5-5 小売店の増加 | <ul style="list-style-type: none">6 取締規則と原料水<ul style="list-style-type: none">6-1 清涼飲料水営業取締規則(明治33年)6-2 清涼飲料水営業取締規則施行細則(明治33年)6-3 原料水へのこだわり6-4 背景にある飲料水事情7 不良ラムネの取締<ul style="list-style-type: none">7-1 「不良ラムネ」とは何か7-2 有害性とその啓発7-3 変質の原因<ul style="list-style-type: none">①製造上の問題(製造者)②保管上の問題(販売者)③使用上の問題(消費者)7-4 取締の実態7-5 不良ラムネへの対応<ul style="list-style-type: none">①製造者の対応②消費者の対応8 移転と拡張<ul style="list-style-type: none">8-1 青森ラムネ製造合資会社の本社移転(明治38年)8-2 佐野商店の移転(明治39年)9 サイダー(移入品)の発売 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

1) 青森県立郷土館 主任学芸主査 (〒030-0802 青森市本町二丁目8-14)

1 函館産から地場産へ



図1 函館氷と函館産ラムネの広告

前稿(2022)で述べたとおり、青森町(青森市)における函館産ラムネの販売は、明治24(1891)年の横井商店(横井與吉)による「一#印衛生ラムネ」(石垣商店製)の移入に始まり、明治30(1897)年前後まで続いた⁷⁾。図1は明治30(1897)年の横井商店ほか5店舗の共同広告だが⁸⁾、左に「衛生ラムネ」の文字が見える、これを最後に函館産ラムネの広告は途絶える。「一#印ラムネ」の製造が青森町内で行われるようになり、移入の必要がなくなったためである。製造を始めたのは、現在の三重県四日市出身の佐野仙之助(さのせんのすけ)という20代後半の青年であった。佐野は明治31(1898)年、「石垣商店・青森出張所」としてラムネの製造を開始した。以降、佐野の製造した「一#印ラムネ」の販売を、横井商店が担うことになった。

函館五稜郭製氷發賣廣告 氷 #一印 衛生ラムネ
 右ハ例年之通最上ナル氷ヲ發賣仕候間不相變御引立ヲ以テ澤山御用被仰付度奉懇願候也 第六月十六日
 特約販賣所 大町棧橋通角 横井與吉
 安方町県庁角 賀田定助
 大町福土横丁 工藤商店
 大町 宮本嘉助
 安方町 鈴木商店
 濱町 冨印商店

2 地場産ラムネのはじまりー他社ブランドでの製造

青森で初めて製造された清涼飲料水(ラムネ)は、明治31(1898)年に、佐野仙之助によって製造された函館・北水舎ブランドの「一#印ラムネ」であった。続いて、佐野は彼の故郷である四日市(三重)・朝水舎ブランドでラムネを製造した。

2-1 一#印ラムネ 北水舎出張所(佐野仙之助)

佐野仙之助(さのせんのすけ 図2)は、明治4年2月29日(1871年4月18日)、桑名藩の富田六郷のひとつ朝明郡東富田(ひがしとみだ)村(現在の三重県四日市市富田)⁹⁾に、佐野保左衛門の長男として生まれた¹⁰⁾。明治時代の東富田は、三重郡朝明郡(現在の四日市市域)の6つの魚市場のなかでも売上高が多く¹¹⁾、町は活気にあふれていた。仙之助は当初同地で米屋を営んでいたが、商売の継続が困難な状況に陥ったことから心機一転、北海道に渡った¹²⁾。渡道後の足取りは明らかでないが、函館の石垣商店(和洋酒類販売業)で働いていた可能性があるという証言がある¹³⁾。北海道滞在中に同店との接点があったことは、仙之助が後に「石垣商店・青森出張所」としてラムネの製造を始めたことから推測される。また、同店を営む函館の実業家・石垣隈太郎が同じく三重の生まれであることや¹⁴⁾、仙之助の父方の実家が三重でラムネ屋を営んでいたという証言もあり¹⁵⁾、石垣隈太郎と佐野仙之助との繋がりを考えるうえで示唆に富む。ただ、現時点では渡道後の足取りや、石垣商店での勤務を示す具体的な資料はなく、詳細は不明である。



図2 佐野仙之助

北海道滞在ののち、佐野仙之助は青森町に移り、明治30(1897)年に酒類雑貨を販売する「佐野商店」を開業した(同氏満26歳)¹⁶⁾。当時、青森町内で清涼飲料水の製造をおこなう者はなかったが¹⁷⁾、翌明治31(1898)年、仙之助は函館の石垣商店・青森出張所としてラムネの製造販売を開始した。当時の新聞報道の内容が正しいとすれば、これが青森市、更には本県における清涼飲料水製造の嚆矢である。地元紙『東奥日報』には、「当市[青森市]各商店は一昨年[明治30年]まで函館其の他の地方より夏季ラムネを取寄せ販売したりしも昨年[明治31年]は大町佐野仙之助方にて当市に於て製造販売したる(傍線および[]内筆者、以下略)」と記されている¹⁸⁾。開業日は不明であるが、「過般函館の石垣出張所として同町巴寿し跡にラムネ製造所を設立し製造を為し当市の各特約店に依頼し売広めたるに非常の好評を博し日増製造高も増加したる」¹⁹⁾と報道されていることから、明治31(1898)年6月15日より前には開業していたと考えられる。佐野商店(石垣商店青森出張所)のラムネは非常に好評で、製造量も上向きだった²⁰⁾。

ちなみに佐野仙之助は明治34(1901)年頃に青森市大町の柴田勇吉(柴田呉服店)の妹・きぬ(明治12年生)と結婚してい

る(以下は船水清著『ここに人ありき』第三巻による)。柴田勇吉の妻・やす(明治14年ー昭和25年)は学校法人柴田学園の創立者で、東北女子短期大学(現:柴田学園大学)の初代学長となった人である。同学園は柴田やすが弘前市鍛冶町に開いた私塾をルーツとする。柴田やすが青森市から弘前市へ移住し、私塾を開いたきっかけには、明治43(1910)年の青森市大火による家屋全焼と、佐野仙之助の妻・きぬ、つまり夫・柴田勇吉の妹(義理の妹)による積極的な働きかけがあった。すでに朝印ラムネの製造元として、弘前で確固たる地位を築いていた佐野家が親身になって弘前への移住をすすめたのだという。子育てとの両立に苦勞していたやすは、その招きに応じ、大正3(1914)年に青森の女子実業補習学校の教職を辞して弘前へ移住し、自宅に裁縫塾を開いた。この私塾が柴田学園の始まりである21)。

2-2 四日市朝水舎出張所(佐野仙之助)

その後、明治31(1898)年6月15日付の新聞報道によれば、仙之助は新たに四日市(三重県)の「朝水舎」の出張所として再スタートした22)。

函館「北水舎」から四日市「朝水舎」への変更の経緯や、「朝水舎」と佐野商店との関係は不明である23)。しかし、仙之助の出身が、東富田(現・三重県四日市市)24)であることや、仙之助の父の実家が「四日市でラムネ屋を営んでいた」25)ことなどは無関係ではないだろう。『四日市市史』によると、四日市港を拠点とした汽船航路の開通(1870年)を背景として、製糸業や綿紡績業などの近代工場の発達とともに、萬古焼、製茶業、醸造業、製油業、製紙業、精米業などの在来産業においても近代化・工業化による発展がみられ26)、明治20年代には清涼飲料水販売業(ラムネ製造業)が現れている。明治23(1890)年時点で四日市には「清涼舎」と「栄水舎」という二つのラムネ業者があり、販売を競いあい、「栄水舎」は、四日市地方のみならず、名古屋・熱田・知多地方にも販路を有していたという27)。仙之助が出張所を開設した四日市の「朝水舎」とは、「清涼舎」や「栄水舎」に続いて創業した清涼飲料水製造業者だろうか。そして、仙之助の父の実家のラムネ屋こそが、まさに「朝水舎」なのだろうか。『四日市市史』等の自治体誌や当時の『伊勢新聞』を参照したが目下不明である。

その辺の事情はさておき、佐野が製造する四日市「朝水舎」ブランドのラムネは、大町の横井商店(横井與吉)などの市内の特約店で販売された。「非常の好評を博し日増製造高も増加」していると当時の新聞が報じている28)。

「朝水舎青森出張所」として佐野が製造販売したのは、「衛生ラムネ」「葡萄ラムネ」「ビールラムネ」の三種類である(図3)29)。「葡萄ラムネ」や「ビールラムネ」は、葡萄酒(ワイン)やビールを意識した商品であったと考えられる。当時ラムネは「外国人の飲み物」と呼ばれ、一般人には馴染みのない飲料であり、酒であると誤解した者から「いくら飲んでも酔わないではないか」とクレームを受けるなど、仙之助は先入観や固定観念を打破するために非常に苦勞したようである30)。「ビールラムネ」という名称からすれば仕方のないことかもしれない。実際にアルコール入りのラムネもあった。明治32(1899)年には、佐野商店のラムネに葡萄酒が入っていたために摘発される事件が起きている31)。客のニーズに応じて「酔える」ラムネを考案したのだろうか。当時、ラムネにラム酒などのアルコールを混ぜて飲むことが好まれており32)、来港する外国の軍艦内でも、洋酒の割り材としてラムネの需要は大きかった33)。ただし、アルコールを入れることにより、腐敗を招きやすいという衛生上の問題があることから34)、商品の製造販売は取締の対象になった。

ところで、いくつかの謎がある。第一に、なぜ佐野商店は「北水舎」から「朝水舎」へと看板を替える必要があったのだろうか。

第二は、販売されたラムネの名称である。四日市の「朝水舎」として仙之助が製造したラムネは「衛生ラムネ」「葡萄ラムネ」「ビールラムネ」の3種類だが、実は函館「北水舎」が販売していた3種のラムネと全く同じ名称とラインナップである。「北水舎」では、「衛生ラムネ」を明治25(1892)～26年以降、そして「葡萄ラムネ」と「ビールラムネ」を明治24(1891)年に発売している。「北水舎」と「朝水舎」の商品名が全く同じであるのはどのような理由だろうか。

本店伊勢四日市朝水舎

夏時好飲料
衛生ラムネ
葡萄ラムネ
ビールラムネ

前掲ラムネ三種共原料ヲ精選シ製造販売仕候間御講求御愛顧ノ榮ヲ賜リ度奉希望候

青森製造所 青森市大町 佐野仙之助
青森販売元 青森市大町 横井與吉



図3 函館氷と並ぶラムネの発売広告

第三は、ラムネが製造された場所である。『東奥日報』明治31(1898)年6月15日付では「佐野商店」のラムネ工場が大町の「巴寿司跡地」に建てられたと報じられている³⁵⁾。ところが翌明治32(1899)年3月5日付の『東奥日報』は、近日開業予定の「青森ラムネ製造合資会社」が「大町巴寿司跡を買受」けて建てられたと報じる。すでに佐野のラムネ工場が同地にあるのだとしたら、辻褄が合わない。あるいは「巴寿司跡地」が広く、佐野仙之助のラムネ工場も、青森ラムネ製造合資会社も、同じ場所に建てられたということだろうか。当時の地元紙では、佐野商店を青森ラムネ製造合資会社と取り違えて報じ、後日訂正している事例も見られることから、同様の間違い(巴寿司跡地を買い受けたのは青森ラムネではなく佐野仙之助)であった可能性もある。

2-3 当時のラムネ製造

当時はどうのようにしてラムネが製造されていたのだろうか。佐野商店の製造開始は明治31(1898)年だが、同時代のラムネ製造の様子が、『東京清涼飲料水同業組合業界回顧史』に記されている。まだ液体炭酸ガスのない時代であり、硫酸や曹達を使用してガスを製造したという。除外器も混合器も、ひとつの台の上に乗せてすべての作業を行えるような極めて小規模の機械で、「今の大規模の機械製造から見ると、恰も清涼飲料製造の模型か玩具のやうなもの」であったという。それでも機械が2台あれば一日12時間の作業で200ダース、「そして盛夏に入ると、きまつて徹夜をはじめて3百打位造つた」という³⁶⁾。簡易な設備と少人数でも営業できたようだ。



図4 ラムネの製造風景『小樽実業名家案内双六』(明治35年) 北海道立図書館蔵(北方資料デジタルライブラリーより)、部分拡大

更には機械すらなくてもラムネを製造することは可能であった。小樽で明治29(1896)年にラムネを製造した中川七造についての記録が参考になる。中川は現在の石川県の出身で、日清戦争のころに金沢市のラムネ屋で製造法を見習ったという。その後、明治29(1896)年に小樽に渡り、薬局から購入したクエン酸と炭酸ソーダを使ってラムネを試製したところ評判が良く、「輪違ラムネ製造所」を開業し、自ら技師として製造に携わった。「開業当初は混合機なしの幼稚な方法で四斗壺に水、砂糖、炭酸曹達を入れて攪拌し、ゴム管でラムネ瓶に移し、更に枸橼酸を加へて沸盪し玉が上つて所謂瓶詰ラムネが出来上つた」という。「手製であつても大洋舎[筆者注:明治32(1899)年開業、ラムネ製造機を用いて製造]のよりよく売れた」³⁷⁾。好調だったので、大阪の末広商会から最新式の機械を購入したが、「最新式といっても横釜式手廻し混合機(水と瓦斯とを混合攪拌するもの)のことで今日から見れば洵に簡単なものだった」という³⁸⁾。当時の製造風景が『小樽実業名家案内双六』の1コマとして描かれている(図4)³⁹⁾。中川が使った「最新式」の機械は、上記の内容から明治32(1899)年よりも後の時代のものであることがわかる⁴⁰⁾が、当時の「最新式」でもそれほど単純な方式だったのであれば、明治31(1898)年の佐野仙之助によるラムネ製造は、更に簡易な施設・設備によるものであったと考えられる。明治32(1899)年1月30日の佐野商店の営業届には「従業員数2名」と記される⁴¹⁾。この届け出は酒店としての営業に関するものであるが、ラムネ製造の実態はわからない。

3 ライバルの出現—オリジナルブランドでの製造

「北水舎／朝水舎」ブランドで明治31(1898)年にラムネを製造販売した佐野仙之助は、「沸騰飲料水営業取締規則」(青森県令第12号、明治32年)への対応を見据えて工場を新築し、明治32(1899)年3月16日に落成後、同年4月6日からラムネ製造機5台による製造を始めた。佐野の「朝日ラムネ」は4月27日に発売された。一方、横井與吉ら市内の和洋酒店8店は合同して青森ラムネ製造合資会社を3月3日に設立した。ラムネ製造機を東京から取り寄せて設置し、4月20日に「櫻ラムネ」を発売した。両者いずれも製造を急ぐ動機の一つには、4月15日から開催される「第三回奥羽六県連合物産共進会」への出品があった。

3-1 沸騰飲料水取締規則(明治32年)

明治32(1899)年3月4日、本県において清涼飲料水の製造を取り締まる規則が定められた。「沸騰飲料水営業取締規則」(青森県令第12号)である(p.84参照)。第一条で「沸騰飲料水」は炭酸飲料のことであると定義されている。ラムネをはじめとする炭酸飲料の製造や販売には届け出が必要になった。届け出の内容は、清涼飲料水の名前、製造所の住所、製造場の構造(図6)、製造機械の名前や数、原料の名前と分量、原料とする水の出所などである。同時に、食品衛生上の注意すなわち原料水、施設設備、製品や販売時の商品管理等が規定され、違反した場合の罰則も設けられた。取締は警察署の衛生課がおこなった。

3-2 朝日印ラムネ 佐野商店(佐野仙之助)

佐野仙之助がラムネの製造を継続するためには、上記規則に適合する施設と設備が必要になった。佐野はラムネ工場の建設を始め、同年3月16日に落成した⁴²⁾。届出書は同年3月17日付で県に提出された⁴³⁾。当時の届出書の写しが佐野家に残されている。下に要約を記す。

- ①沸騰飲料水の名称 ラム子
- ②製造場の地番 「青森市大町三十九番地」⁴⁴⁾にあり、建物は間口が2間、奥行き2間4尺で「木造地盤寸板敷」、中央に排水溝を設置している。
- ③製造器械の名称 ラム子器械、個数は五個。
- ④製造原料各品の名称と配合分量書 [省略]
- ⑤原料水所在の地名と番号 「青森市大町参丁目参拾九番戸」(三丁目39番戸、傍線筆者)
- ⑥落成期日 明治32年3月16日



図5 ラムネ製造業の営業認可(明治32年4月24日付)

なお、申請者欄に記された佐野仙之助の住所は⑤の表記と異なり、「青森市大町三丁目百三十九番戸」(三丁目139番戸、傍線筆者)となっている。この件については注34参照。

3月15日付で地元紙にラムネの製造が報じられていることから、佐野はすぐに試験的製造を始めたようだ。結果が良好であったため、4月1日発売の予定を立てたが⁴⁵⁾、何らかの事情により遅れを生じ、商品としての製造の開始は4月6日になった⁴⁶⁾。最初の製造分は同年4月15日から開催される予定⁴⁷⁾の「第三回奥羽六県連合物産共進会」への出品分に充て、引き続き小売り用のラムネが製造された⁴⁸⁾。これが佐野によるオリジナルブランド「朝日ラムネ」である。

明治32(1899)4月7日に提出したラムネ製造営業許可願は4月24日に認可された(図5)⁴⁹⁾。当時の報道によれば、小売用のラムネの製造開始は4月25日、発売は4月27日である⁵⁰⁾。楽隊による発売宣伝パレードをおこない、1本2銭5厘で販売した⁵¹⁾。4月27日という発売日は、次項で述べる青森ラムネ製造合資会社に1週間ほど出遅れた形になった。

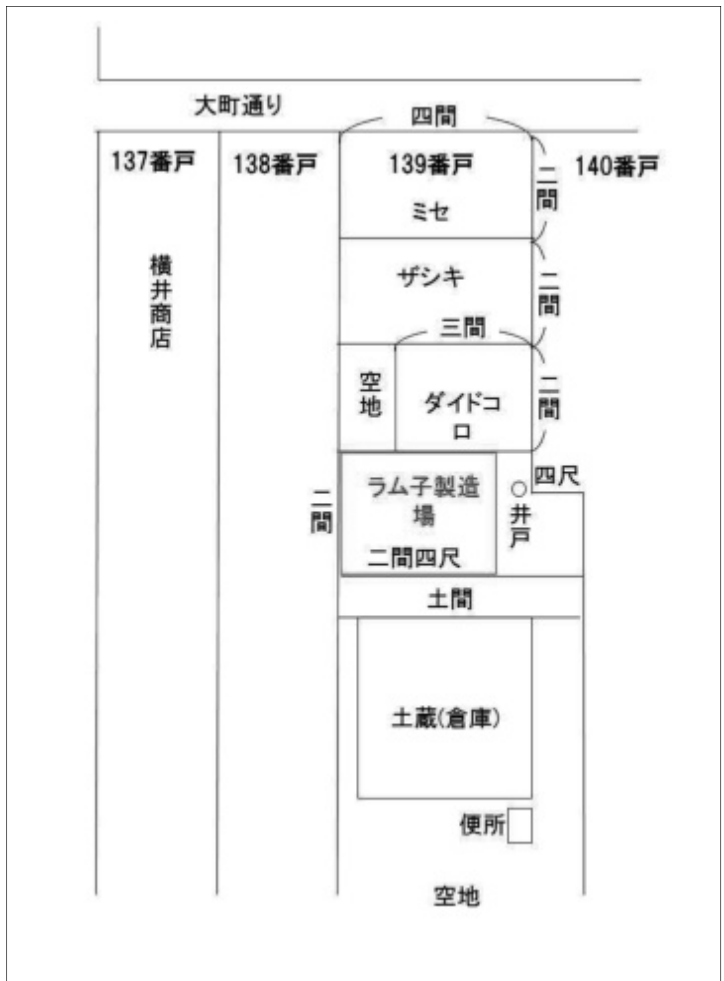


図6 佐野仙之助ラムネ工場 見取図(届出書の図面を参考に作成)

3-3 櫻印ラムネ 青森ラムネ製造合資会社(横井與吉)

佐野仙之助が製造場新築を進める一方で、青森市内では別の組織によって新しいラムネ製造会社を設立する計画が進められていた。「青森ラムネ製造合資会社」(青森市大町)である。横井與吉ら市内の和洋酒店8店、すなわち長谷川與兵衛(大町)、横井與吉(大町)、梅津文四郎(濱町)、菱谷常吉(濱町)、西尾清吉(濱町)、遠藤慶次郎(濱町)、野村豊三郎(別の資料では川越豊二郎と記される)、村本支店(安方町)が設立した会社であった。資本金二千元⁵²⁾、社長には横井與吉、事務取締役には梅津文四郎があたり、明治32(1899)年3月3日に創業した⁵³⁾。ラムネ製造機は3月末までに東京から着荷する予定で、すぐさま製造に着手して4月15日頃には売り出す計画であった。4月15日という目標は、佐野仙之助と同様、「第三回奥羽六県連合物産共進会」(4月15日開幕)への出品を念頭に置いたものである⁵⁴⁾。製造場所として「大町巴寿司跡」を買い受けることになったと、新聞は報じている(この点については2-2を参照)。

目標より少し遅れて4月20日、青森ラムネ製造合資会社はラムネを発売した。「櫻印衛生ラムネ」である。当日は会社正面を装飾し、音楽隊(青森広目屋)による発売宣伝パレードを行った。午後5時から青森市濱町の田中屋で開業披露パーティが開かれた⁵⁵⁾。発売広告では、青森県警察部衛生課から認可された良品であることをPRしている⁵⁶⁾。特に、「蒸留水」という言葉が4か所にみられ(図7)、衛生面が強調されている(翻刻文中の傍線は筆者加筆)。「衛生上一日たりとも欠かせない飲料である」という文言は、当時の青森の飲料水事情や、疫病の流行を背景にした言辭であると考えられる。また、汽車や汽船に携行する飲料としても適当であるというPRは、青森が海陸交通の要である事情を意識したものだらう。

青森県衛生課御試験済
 商標(桜印)衛生ラム子 蒸留水製
 今般 其筋之御認可ヲ得 青森ラム子製造合資会社ヲ設立シ本月二十日ヨリ開業仕同時ニ市内外各商店ニ於テ販売仕候間当社桜印商標御見留メノ上沢山御用向被仰付度奉懇願候敬具
 ○桜印ラムネハ蒸留水製造ニシテ其佳良ナルコトハ本社特独[ママ]ノ長所ナリ
 ○此桜印ラムネハ蒸留水ナレハ衛生上一日モ欠ベカラザル飲料品ナリ
 ○桜印ラムネハ蒸留水ナレハ汽車汽船等へ携帯スルニ適当品ナリ
 青森市大町三丁目 青森ラムネ製造合資会社
 売捌所ハ市内外至ル処ニ特約店有リ

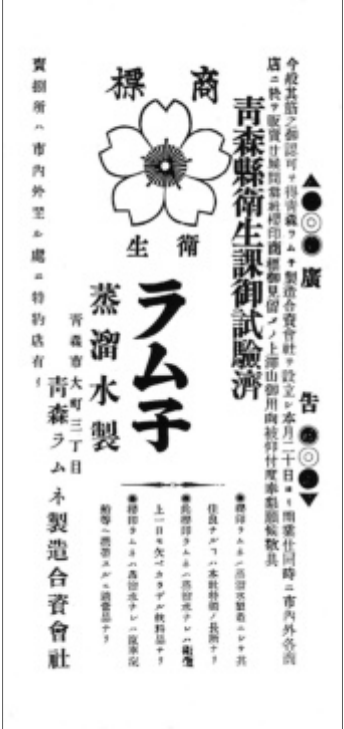


図7 櫻印ラムネ発売広告

3-4 定説の検証

以上から、青森市における清涼飲料水(ラムネ)の製造は明治31(1898)年、佐野仙之助による「北水舎/朝水舎」出張所として始まり、翌明治32(1899)年には佐野仙之助と青森ラムネ製造合資会社の各々によるオリジナルブランド(朝日印・櫻印)のラムネの製造がそれに続いたという事実を確認できた。しかし、『青森市史』をはじめとする多くの書物は、青森市における清涼飲料水(ラムネ)製造の嚆矢は青森ラムネ製造合資会社であると述べ、これが通説となっている。筆者は以前、この問題について検討し、諸々の書物が根拠として引く『青森市史』の記述が誤りである可能性を示した⁵⁷⁾。青森ラムネ製造合資会社が嚆矢であり、佐野仙之助(佐野商店)よりも早いとするこの「通説」が生じた理由は、第一には『青森市史』という権威ある書物の持つ影響力の大きさが挙げられるだろう。加えて、次のような事情も考えられるのではないか。青森ラムネ製造合資会社の「櫻印ラムネ」と、佐野仙之助による「朝日ラムネ」は、それぞれのオリジナルブランドによる発売だけを見ると、前者のほうが1週間ほど早かった。また、オリジナルブランドの発売当日には、両者とも市中でパレードを行ったが、その華やかな発売パレードも、前者のほうが当然1週間ほど早かった。更に、「沸騰飲料水営業取締規則」への対応(営業の許認可申請)や、新式の製造機器の導入などにおいても、佐野仙之助は青森ラムネ製造合資会社より出遅れた。恐らくこういった状況が、青森ラムネ製造合資会社が嚆矢であるという見方(一般的な認識)を生じさせることに繋がったのではないか。

佐野仙之助が青森ラムネ製造合資会社に先だってラムネを製造していたことが、当時の新聞記事に散見されるので、補足としてここに記す。

①『東奥日報』明治32(1899)年2月23日付

「客年[昨年:明治31年]当市に於てラムネを製造したる大町佐野商店にても例年の通り盛んに該製造に着手する由なれば[青森ラム子製造合資会社の開業により]自然競争の結果に至るべし」(傍線、および[]内筆者加筆、以下同)⁵⁸⁾。

②『東奥日報』明治32(1899)年6月30日付

「ラムネは昨年までの佐野商店の外、[今年は]合資会社[青森ラム子製造合資会社]の製造所加はりて」⁵⁹⁾。

③『東奥日報』明治32(1899)年7月1日付

「昨年[明治31年]は大町佐野仙之助方にて当市に於て製造販売したるが本年[明治32年]は更らに洋酒店の人々相謀り合資会社を組織し双方競争の有様に立ち至りたる」⁶⁰⁾

以上のように、いずれの記事も明治31(1898)年に佐野仙之助がラムネの「製造」と販売を行っていたことを報じている。更に

④明治32(1899)年に開催された「第三回奥羽六県連合物産共進会」の会誌に掲載されている横井の広告(図9)では、横井は氷や缶詰、ラムネの「卸小売商」⁶¹⁾と名乗る。一方、同誌の「商工人名録」では佐野仙之助だけが「ラムネ製造」と記されている(図8)⁶²⁾。

これらの文献の記述を信用するなら、佐野仙之助は青森ラムネ製造合資会社よりも1年ほど前からラムネを製造していたことになり、佐野仙之助こそが、青森市におけるラムネ製造の嚆矢であると言える。近代史や産業史の専門家の考証を俟ちたい。

が欠乏し、小堰の水を汲んで飲料水として使用していたが、常に塵埃が浮かんでいるので、水の表層面を取り込まないようにして汲んだ。表層面を「皮」に見立て、これを「水の皮剥き」と言ったという70)。水揚ポンプの需要は続き、青森市濱町の藤友商店、同大町の多田商店でも相次いで販売され、夏場は品切れになった71)。

このように明治32(1899)年の「朝日ラムネ」の発売以降、佐野商店では新聞紙上で水揚ポンプを積極的に広告する一方で、「朝日ラムネ」の広告は全く見当たらない。盛んに広告を掲載している「櫻ラムネ」と対照的である。新聞の1面に水揚ポンプを広告する一方で、鳴り物入りで発売した「朝日ラムネ」を広告しなかったのはなぜだろうか。

4-2 ラムネブーム

明治32(1899)年4月、「朝日ラムネ」(佐野仙之助)と「櫻ラムネ」(青森ラムネ製造合資会社)がほぼ時を同じくして発売されて以降、青森市は空前のラムネブームとなった。地元紙は「青森市民でラムネを飲んだことがない者はいない」ほどの人気であると報じている72)。かつて製造・販売で手を組んだ両者は一転、ライバル関係になった73)。販売競争は消費者をも刺激し、ラムネの認知度を高めることになっただろう。

この年に行われた「第三回奥羽六県連合物産共進会」では、常盤醤油(宮城県遠田郡・鎌田常之助)が会場内や青森市内に幾つかの売店を設けてセールを行い、購入特典として「櫻ラムネ」をサービスしている74)。売店(小売店)の一つである大町の長谷川商店では、大きな醤油樽の作り物で店頭を装飾し、客を「櫻ラムネ」で接待した75)。このようなサービスが考案される背景には、ラムネという新しい(ハイカラな)飲み物の持つ話題性があった。そしてラムネのサービスがラムネの宣伝になり話題に

なる、という好循環が生まれた。「櫻ラムネ」は、4月20日の発売開始から6月末までの間に「1万余ダース」という驚異的な売れ行きを誇った76)。その後もブームは続いた。明治35(1902)年の夏は1日あたり1000ダース製造しても需要に追いつかず77)、明治38(1905)年の地元紙は「ラムネを多く飲む青森人」と題して、青森と弘前で飲むラムネに用いられる水の量は軍艦を浮かべられるくらいだろうと報じている78)。東京では、明治30(1897)年ころになるとラムネが「大衆飲料としての様相を呈して来た」79)といわれる。青森でもそれを追うように明治30年代後半には大衆化しつつあった。

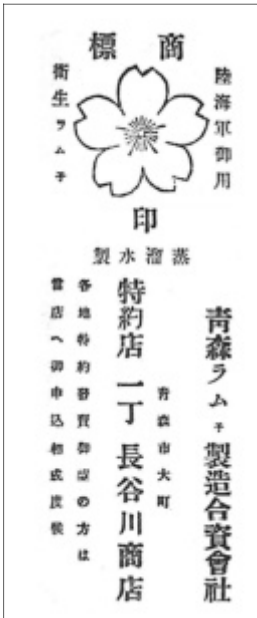
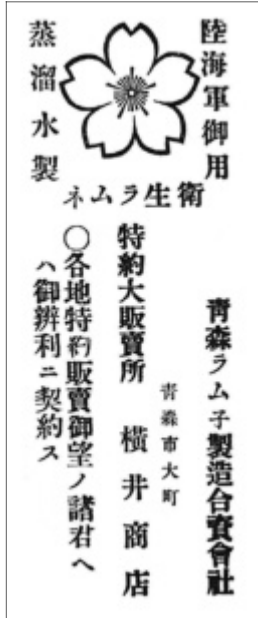


図11 広告(明治33年7月26日) 図12 広告(明治33年7月8日) 図13 広告(明治33年8月5日)

図11 陸海軍御用 商標[桜印] 衛生ラムネ 広告 [傍線筆者]
 当会社ハ昨年開業以來諸君ノ特別ナル御愛顧ト製造上ノ注意トニヨリ意外ノ御高評ヲ得候段光榮不過之候随而本年モ既ニ好期節ニ向ヒ候故今般工場ヲ拡張シ最新式ノ大器械ト完全ナル蒸留器トヲ取寄セ盛大ニ製造仕候間尚一層御愛顧ノ程奉希上候
 青森市大町二丁目 青森ラムネ製造会社80)

図12 [桜印] 陸海軍御用 蒸溜水製 衛生ラムネ
 青森ラム子製造合資会社
 特約大販賣所 青森市大町 横井商店 各地特約販賣御望ノ諸君ヘハ御便利ニ契約ス81)

図13 商標[桜印] 陸海軍御用 蒸溜水製 衛生ラム子
 青森ラム子製造合資会社
 特約店 青森市大町 特約店 一丁 長谷川商店 各地特約販賣御望の方は当店へ御申込相成度候82)

4-3 製造量の増加

明治32(1899)年のラムネブームに始まる需要の高まりを受け、青森ラムネ製造合資会社では明治33(1900)年、大町二丁目
に工場を拡張し、最新式の製造機と蒸留器を導入した。明治36(1903)年7月初頭には、1日あたり400～500ダースを製造⁸³⁾、
この年は暑さも日増しに強まり製造高も急増し、7月初頭から7月22日までの製造高はほぼ6000ダース以上に達した⁸⁴⁾。明治38
(1905)年の夏は、暑くなるに連れ売れ行きが伸びて、日平均製造高は600ダース(7200本)に至り、工場を午前8時から午後10
時まで稼働させて製造に追われた⁸⁵⁾。

下表は、青森市における「清涼飲料水製造高」(単位:円)の推移についてのデータを集成したものである。文面から、「半額
減」という年もあるものの、上半期・下半期ともに大差ないことがわかる。製造高は年間5000～6000円ほどで推移していたと考え
られる。

表1)青森市における清涼飲料水製造高の推移(各年次上半期:1～6月)⁸⁶⁾

明治33年	4000円	本期製造高4000余円(7月19日報) ⁸⁷⁾
明治34年	2394円	前期[筆者注:前年下半年:7～12月]に比して半額減、製造価格2394円 ⁸⁸⁾
明治35年	2400円	前年上半期と差異なし 製造価格2400円 ⁸⁹⁾
明治37年	3000円	前期3000円を下らない好況 ⁹⁰⁾
明治38年	3000円	1月から6月の重要物産 本期間の売買価格3000円 前期と大差なく好況 ⁹¹⁾
明治39年	2560円	本期間2560円 前年下半年に下らざるの好況 ⁹²⁾

4-4 主要産業となったラムネ

明治30年代の本県では清涼飲料水の製造が盛んになると同時に、清涼飲料水の概念が法的に確立され、主要産業として
認知されるようになった。特に青森市では「重要物産」の1つとして数えられた。

明治32(1899)年7月1日に制定された「工場設置規則」(県令第42号)では、届出が必要な食品工業として代表的なものが
列記されている。そのなかに、のちに県の主要産業となる「罐詰」に並び「ラムネ」が挙がる⁹³⁾。佐野仙之助(朝日印ラムネ)と青
森ラムネ製造合資会社(櫻印ラムネ)によるラムネ販売合戦が始まったのは同年4月だが、すでに「沸騰飲料水」(当時の清涼
飲料水に該当する名称)製造業は本県においてひとつの産業として認知されていた。続いて、「清涼飲料水営業取締規則」
(明治33年)の制定によって、「清涼飲料水」の概念が明確に示され、その存在が確立され保証された⁹⁴⁾。

更に翌明治33(1900)年以降、青森市における7つの「重要物産」の1つとして「ラムネ」が数えられるようになった。7つの重
要物産とは「水産物、醤油、味噌、飴、清明蠟、昆布羊羹、ラムネ」である。明治33(1900)年の地元紙は、「ラムネは昨年始開
業し合資会社を組織して諸品を製造し市内各店の需用者殊に多く本期の製造高四千余円に達せり此業は本市の著名物産に
して将来尚ほ有望の物産なり[傍線筆者]」と報じている⁹⁵⁾。文中の「ラムネは昨年始開業し合資会社を組織して」とは青森ラム
ネ製造合資会社のことである。以降、各年の記述内容を抜粋したものが、下表2である。

表2)青森市重要物産(明治34年～明治39年) [傍線筆者]

「本市重要物産」「水産物を初め醤油味噌飴清明蠟昆布羊羹ラムネ」(明治34年) ⁹⁶⁾
「青森市の需用物産」「醤油、味噌、飴、清明蠟、昆布羊羹等」「ラムネ」(明治35年) ⁹⁷⁾
「重要物産水産物を主とし醤油味噌飴清明蠟昆布羊羹ラムネ之に次ぐ」(明治37年) ⁹⁸⁾
「重要物産は水産物を主とし味噌、醤油、飴、昆布羊羹、石蠟、ラムネ之れに次ぐ」(明治38年) ⁹⁹⁾
「当市に於ける重要物産は水産物を主とし味噌、醤油、飴、昆布羊羹、石蠟、ラムネ之れに次ぐ」(明治39年) ¹⁰⁰⁾

また、『青森県統計書』の「商業」の部に青森ラムネ製造合資会社の名前が掲載されるようになるのは明治34(1901)年以降
101)、同書の「工業」の部に青森ラムネ製造合資会社の名前が掲載されるようになるのは明治37(1904)年以降である¹⁰²⁾。これ
らのことは、明治30年代において清涼飲料水製造業が本県でも主要産業として認知されたことを示している。

5 販路の開拓—弘前への進出

陸軍第八師団の設置により、弘前市では直接的には軍需、間接的には軍人家庭や御用商人の流入等による市民生活の洋
風化の促進により、清涼飲料水の需要増が期待された。佐野商店(佐野仙之助)は明治34(1901)年頃に弘前市へ本拠地を
移し、続いて青森ラムネ製造合資会社も同年、弘前支店を開業した。ラムネが市民権を得るとともに、県内各地にラムネ製造を
試みる者が現れた。

5-1 弘前市への進出—生活の洋風化と弘前

明治31年(1898)年、弘前に陸軍第八師団が設置された。軍隊では「衛養に適する」としてラムネが多用され¹⁰³⁾、軍需によって好況であったと明治30年代の地元紙『東奥日報』に報じられている¹⁰⁴⁾。『東京日日新聞』によると、ラムネは「官僚軍人など新しい職業に従う者に多く飲用され」、日清戦争の際には「おびただしくラムネが戦地に送られた」という¹⁰⁵⁾。

陸軍でラムネをはじめとする清涼飲料水が好まれたことは、(時代はかなり下るが)昭和13(1938)年におこなわれた糧友会理事長・丸本彰造(陸軍少将)の講話によっても推察される。「戦争に於て、給水の必要なることは、申上げるまでもありません。(略)普通の水でも綺麗な水が得られれば、全く喜ばしいのでありますが、清涼飲料水が給水出来るといふことであれば非常に喜ばしいことであります。(略)清涼飲料水は、夏のみでなく、冬に於ても非常に必要を感じます。私が満州事変に出動して、現地に於て体験したところによりますと、12月から4月までの寒い時期に於ても、清涼飲料水が喜ばれます。寒い時には煖爐を焚き、ペーチカにあたってゐながら、非常に喉が乾きます。内地では冬の間は、清涼飲料水を飲むと寒けがするやうですが、向ふでは、寒い時期でも、非常に美味なのであります。さういふ状態でありますから、われわれ日本人が、大陸に於て活動しますには、日常生活に於ても必要であり、戦争に於ても必要であります。殊に戦争に於ては、これを与へると、将兵の戦闘力を増すことになるのであります」¹⁰⁶⁾。

一方、海軍でもラムネが愛用されたことは、外国艦隊の例をみれば明らかである。横浜でラムネを製造した秋元巳之助の当初の得意先も外国の艦船だった¹⁰⁷⁾。日本の海軍も同様で、後にはラムネの製造自体が艦内で行われ酒保で売られるようになった。日本の戦艦に初めて炭酸飲料製造機が装備されたのは大正10(1921)年であるというから¹⁰⁸⁾、それ以前は製造業者から納入されるものを中心だったと考えられる。

弘前への師団設置は、庶民生活にも大きな影響を及ぼした。(生活の変化は)「弘前の場合は(中略)外来者ことに軍人やその家族、また軍隊に伴ってきた御用商人たちによる移入と誘因とによる所がおおきかった」(『弘前市史』)¹⁰⁹⁾と言われる。都市部ではアイスクリーム、ミルク、畜肉などが次第に嗜まれるようになった。また、『弘前案内』(明治37-38年頃発行)も次のように評する。「師団設置後、将校の市内に居住する者多く、これ等の生活の程度を見るに、多くは弘前市民に比して驕奢を極むること多し。(略)為に地方人も非常なる感化を受けて一般に衣服を飾らんとするの風をなせしは、本市のため概かはしきことと言はざるべからず。師団設置からそれほど時を経ずして発行されたこの本の著者は、ハイカラな生活は将校たちの影響が大きいと述べる。ラムネはまさにハイカラの象徴であり、庶民相手の露店は競って氷、白玉などとともラムネを売り出した。当時、弘前の南塘(「南溜池」「鏡ヶ池」と呼ばれる近世以来の景勝地¹¹⁰⁾。現在の弘前大学医学部グラウンド付近)は納涼地として賑わい、団扇片手に夕涼みに訪れる「毎夜の雑踏群衆」が「云はん方なき程繁盛を極め居れり」という状況だった¹¹¹⁾。

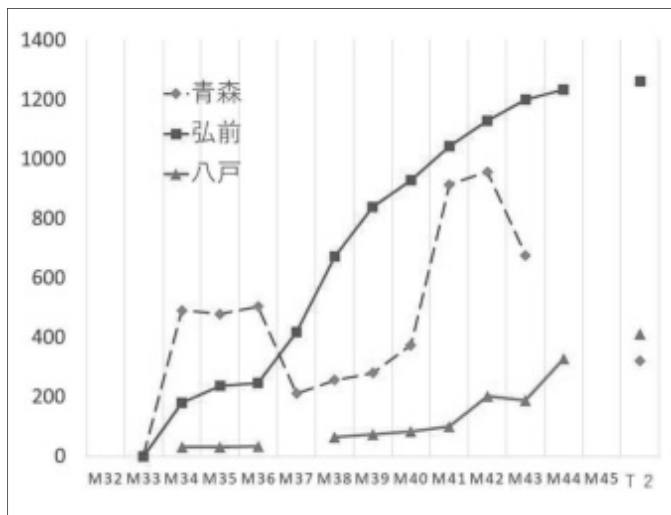


図14 清涼飲料水小売業者数の推移 出典:『青森県統計書』

以上のように、弘前はラムネの需要がおおいに期待される土地になった。青森で創業した佐野仙之助や青森ラムネ製造合資会社(横井與吉)は、創業からまもなく弘前にも製造と販売の拠点を置くようになる。その理由を示す直接的な記録や証拠はないので想像の域を出ないが、上述のような需要を見込んだからではないだろうか。明治33(1900)年以降の青森ラムネ製造合資会社の広告は「陸海軍御用」(図11、図12)、明治39(1906)年の同社弘前支社や佐野仙之助の広告は弘前を拠点としたことから「陸軍御用」を謳う(図13、図27、図28)¹¹²⁾。

両者の移転は、のちに弘前を本県におけるラムネの一大消費地にすることとなった。明治30年代後半には弘前市が青森市を抜く。清涼飲料水の小売業者数の統計をみると、明治37(1904)年に弘前市が青森市を逆転し、以後は青森市を上回っている(図14)¹¹³⁾。

5-2 朝日印ラムネ 佐野商店(佐野仙之助)の弘前移転

青森市(青森町)で創業した佐野仙之助は、明治30年代半ばに青森から弘前に本拠地を移す。移転の時期も動機も明確ではないが、少ない資料と状況から考えてみたい。

移転の時期については、昭和28(1953)年当時の当主、佐野保太郎の証言がある。保太郎の記憶によると、明治33(1900)年6月1日付で「使用飲料水変更届」が提出されており、「弘前市茶畑町で再起した」という¹¹⁴⁾。残念ながら近年の筆者の調査では、佐野家に現在残されている文書中に、その書類(「使用飲料水変更届」なるもの)は見当たらなかった。証言が正しいとすれば、移転は明治33(1900)年以降ということになる。また、『青森市史』によれば、「朝日ラムネ」の発売の後)「二年ほどにして弘前へ工場を移転した」と記されており、それが正しいければ移転は明治34(1901)年頃ということになる。仙之助が青森市でラムネ

の製造をおこなっていたことが確認できる最も遅い(最後の)記録は、明治33(1900)年8月下旬の「当地[筆者注:青森市]大町佐野仙之助製造の朝日ラムネ」¹¹⁵⁾という新聞記事のくだりである。記事が正しければ、この時点つまり明治33(1900)年の夏までは、青森市を拠点にしていたと考えられる。ラムネの消費は夏季が中心であること、品質保持上、次年度の需要期に向けてストックが難しいことなどにより、販売と製造は季節性を伴うため、同年(明治33年)夏以降に移転したとしても秋冬に向けて本格的に製造を始めたとは考えにくい。製造販売開始は、翌年(明治34)の春以降ではないだろうか。それならば『青森市史』の記述とも合致する。

一方、移転の動機はどのようなものであったのだろうか。理由の一つには、前項(5-1)でも触れたとおり、明治31(1898)年、弘前市に陸軍の師団が設置されたことによる軍需への期待があったのではないだろうか。「佐野は、当時弘前に第八師団が設置されて好況を呈していることを聞くと、早速弘前に移り、本格的にラムネの製造販売に乗り出し」た、という証言もある¹¹⁶⁾。

いま一つの動機として、明治32(1899)年に青森ラムネ製造合資会社が設立されたため、青森市内での競争を避けたいという思いもあったのではないか。何しろ相手は市内の同業者(和洋酒店)8店が共同で設立した会社であり、佐野商店という家族経営(当初は従業員2名)の一小売店(和洋酒店)とは規模が違う。しかし、先にラムネ製造を始めたのは佐野仙之助であった。それに対して市内の同業者8店舗がいわば対立・対抗する形でラムネ会社を設立したことには、どのようないきさつがあったのだろうか。この対立は、三重出身の佐野という「異郷の人」に対する「市内在来の人々」、という構図になっていることが気がかりである。経緯を物語る資料が出てくることを期待したい。

加えて、佐野にとって不幸な事件が起きたことも一因かもしれない。明治33(1900)年8月、「朝日ラムネ」に不良品があったという理由で、佐野は「拘留7日」の「処分」を受けている¹¹⁷⁾。佐野はこれを不服として裁判を起こした結果¹¹⁸⁾、「拘留7日」は取り消され¹¹⁹⁾「科料1円50銭」に処せられた(検察の控訴は棄却され確定)¹²⁰⁾。「清涼飲料水営業取締規則」(内務省令第30号)と「清涼飲料水営業取締規則施行細則」(青森県令第66号)では罰金だけだが、「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」(法律第15号)では、罰金のほか「公務を行フ者ニ抗拒シタル者」は1ヶ月以下の重禁錮とされている。果たして「拘留7日」の「処分」に至るどのような事情があったのだろうか。当時は「苛酷な取締を受け、業者の中で前科者ならざるはなし」¹²¹⁾といわれ、本県でも摘発を受けない業者はない状況だった(7-4参照)。だからといって不良品の製造販売が肯定されるものではなく、警察による厳しい取締が、製造者の意識向上と消費者の健康被害防止に繋がったことは確かだが、不当な「処分」は、ある種の「見せしめ」の側面があったとも考えられる。裁判に勝ったとはいえ、裁判沙汰になり新聞に取り上げられることは、佐野にとってはマイナスである。心機一転、弘前という新天地をめざす動機の一つになったのではないだろうか。

弘前へ移転したのちは、一から販路を開拓しなければならなかった。青森市の柴田呉服店の娘であるきぬと結婚して間もない佐野は、夫婦で手車にラムネを積んで、一軒一軒歩いてまわったという。当時、お茶を飲む家庭すら殆どない¹²²⁾津軽地方の庶民に、ラムネという新奇な飲み物を広めることは容易ではなかった。「なんぼ飲んでも酔わねばせえ！」(いくら飲んでも酔わないじゃないか！)「ゲブーッときても酔ってこねえ。何するもんだば！」(ゲップが出ても酔いが回らない。何だこれは！)と怒鳴り込んで来る客もあり¹²³⁾、長男の保太郎氏によると(父は)「苦心談を語るときはいつも『酔わない水』という一般の観念を打破するために随分苦労したとは話し(っ)の度によく言っていた」という¹²⁴⁾。

安価な商品でなかったことも障壁となった。米の値段が1升あたり9銭8厘、酒1升あたり30銭の時代に、ラムネは卸値で1本あたり2銭、小売値で3銭5厘だった。佐野夫妻の努力により、弘前から木造、五所川原、黒石方面へと次第に販路は広がり、手車にかわって馬車で運搬するほどになったが、小売店1軒あたりに1ダースを卸す場合がほとんどで、多くても4ダースだったという¹²⁵⁾。

当時佐野商店で使用していたラムネ製造機を、戦後に撮影した写真がある(図15)¹²⁶⁾。成人男性が4人交替で手回して稼働させるという人力の器械だった。

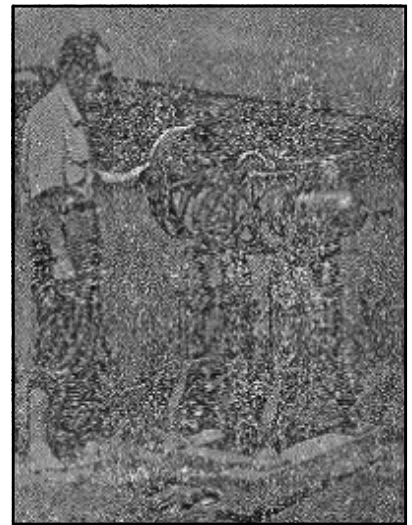


図15 佐野商店のラムネ製造機(昭和28年撮影)『陸奥新報』より

5-3 桜印ラムネ 青森ラムネ製造合資会社・弘前支店の開業(明治34年)

佐野仙之助の弘前転出と同じころ、青森ラムネ製造合資会社も弘前への進出を画策していた。明治34(1901)年7月初頭には、すでに製造工場が完成しており、大阪の廣末商会(ラムネ製造会社)から、熟練の職工を雇い入れる手はずも整っていた¹²⁷⁾。その職工とは、明治22(1889)年からラムネ製造に従事している三浦為次郎であった¹²⁸⁾。明治34(1901)年7月4日、横井與吉、梅津文四郎、長谷川壽吉の3名は開業準備のために弘前へ出張している¹²⁹⁾。同年7月30日の広告(図16)¹³⁰⁾に初めて「弘前支店」の名称が出現する。また、『明治三十四年青森県治一斑』にも、弘前支社の開業が7月と記されている。

7月という弘前支店開業のタイミングからみて、本来は夏のかき入れ時に向けて4月頃に開業すべきところ(その後は例年4月中旬に毎年オープンしている)¹³¹⁾佐野仙之助の開業に出遅れんとする意図があったのか、開業に向けた準備は慌ただしく行

われたようだ。同社では、開業と同時に「最新式の大器械と完全なる蒸留器」¹³²⁾を導入している。12時間で540^{リットル}もの蒸留水を得られ、効率的な生産が可能になった¹³³⁾。明治36(1903)年は、6月半ばまでに売高4,030ダース、明治37(1904)年は、6月半ばまでに売高9,286ダースを売り上げている。日産平均400ダース、前年比倍増という勢いであった¹³⁴⁾。

5-4 製造業者の増加

上述のように、明治34(1901)年頃には佐野商店と青森ラムネ製造合資社が相次いで弘前に進出したが、その頃には周辺町村や、津軽半島の北辺でもラムネが製造販売されるようになっていた¹³⁵⁾。扇印ラムネ(今別)、八戸ラムネ製造所など、県内各地には地場産ラムネ工場が林立した。また、弘前市内にも別の同業者が現れた。明治30年代の半ばから末にかけては、本県各地にラムネの消費が広まると同時に、製造も広まったと言えそうだ。夏は需要に供給が追いつかない状態(明治35年)となり¹³⁶⁾、青森は「軍艦を浮かべられるほど」大量にラムネを消費地する土地であると評された(明治38年)¹³⁷⁾。森山泰太郎(青森県の民俗学者)は『弘前市史』のなかで、「ラムネやサイダーが手広く販売されるようになったのは明治の末で、金鶏印(西谷)と朝日印(佐野)、それに青森ラムネがあった。当時はまだ製品も粗悪で、濁ったり、塵が入ったりして、その筋から投棄を命ぜられたことも多かった」¹³⁸⁾と回顧している。この時代に現れた主な製造業者は、次表3のとおり(すべてを網羅するものではない)。

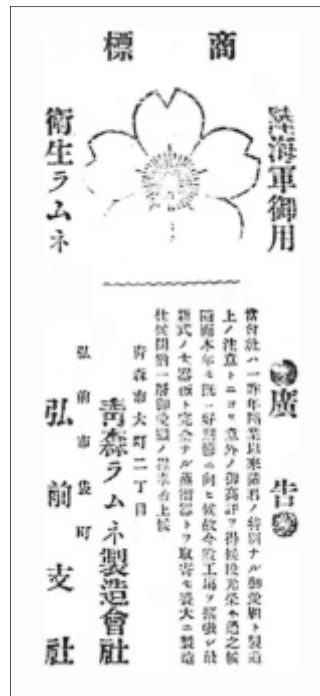


図16 青森ラムネ弘前支社の広告

陸海軍御用 商標「桜印」衛生ラムネ 「傍線筆者」
 広告 当会社 一昨年開業以来諸君ノ特別ナル御愛顧ト製造上ノ注意上ヨリ意外ノ御高評ヲ得候段光榮不遇之候随而本年モ既ニ好期節ニ向ヒ候故今般工場ヲ拡張シ最新式ノ大器械ト完全ナル蒸留器トヲ取寄セ盛大ニ製造仕候間尚一層御愛顧ノ程奉希上候
 青森市大町二丁目 青森ラムネ製造会社

表3)	明治33(1900)年 ①関向松太郎(八戸)	139)
	明治33(1900)年 ②鈴木吉兵衛(八戸)	140)
	明治33(1900)年 ③角谷与作(今別) 扇印衛生ラムネ	141)
	明治35(1902)年 ④棟方春吉(青森) 朝日印ラムネ	142)
	明治38(1905)年 ⑤西谷 (弘前) 金鶏印ラムネ	143)

①関向松太郎

明治33(1900)年6月2日、八戸町三日町で関向松太郎がラムネを製造販売したという記述が『八戸市史』その他にみえる¹⁴⁴⁾。次項の鈴木吉兵衛と同時期に同じ場所で開業しているが、両者の関係は不明。



図17 朝日ラムネ広告

②鈴木吉兵衛

明治33(1900)年6~7月ころ、八戸町三日町1番地に「八戸ラムネ製造所」が開業した。それまで八戸にはラムネの製造所がなく、青森市や岩手県内から移入されていたが、開業後は従業員十数名で製造しても連日完売する盛況で、三戸郡内を中心に上北郡、岩手県二戸郡、同県九戸郡などを販路とした。翌34(1901)年には青森市に支店を開設する見込みであると地元紙が報じている¹⁴⁵⁾。

③角谷与作

明治33(1900)年8月には、今別村で角谷与作が「扇印衛生ラムネ」を製造販売している。警察による出張検査では、青森市内製のラムネが悉く投棄された一方で、角谷のラムネは優良であったという¹⁴⁶⁾。当時の新聞は「上磯地方に至り一番進歩したるは今別に於けるラムネの製造業なり」と報じる。青森製と比べて炭酸が弱く、塩詰も不完全である点が難点であるが、製造年月日を見ると古いものは流通していないようである、とも評している¹⁴⁷⁾。

④棟方春吉

明治35(1902)年7月には、青森市葺町10番戸の棟方春吉が「朝日ラムネ」を製造販売している。明治36(1903)年時点で、蒸留水を用いてラムネを製造していたことが確認でき、衛生課による検査にも合格している¹⁴⁸⁾。『青森実地明細絵図』(明治25年)に富士見楼(貸座敷)を経営する同姓同名の者がみられる。佐野仙之助の「朝日ラムネ」との関連は不明¹⁴⁹⁾(図17¹⁵⁰⁾)。

⑤西谷ラムネ製造所

明治38(1905)年7月15日、黒石町の西谷ラムネ製造所が「金鶏ラムネ」の製造販売を開始した¹⁵¹⁾。日露戦争の戦勝を記念した広告では「戦勝国ノ夏ニ適當セル好飲料」であると謳う(図18)¹⁵²⁾。弘前停車場前にある宮本倉庫の右隣に煉瓦造の製造工場を設置し、専任技手・米内勝次郎ほか工員20名余りによって製造された¹⁵³⁾。

戦捷記念 金鶏ラムネ 発売広告

皇国一たび征露ノ師ヲ興スヤ連戦連勝海陸ヲ風靡シ皇威弥ヨ世界ニ振フ我ガ金鶏ラムネハ空前ノ大捷記念トシテ現ハレ弘前停車場前ニ完全無欠ナル製造所ヲ設ケ其筋ノ御規定ニ準拠セル最新式機械ヲ据付ケ御愛用諸君ノ衛生ト清涼ト快美ノ味ヲ兼ネタル無比ノラムネ^{〔ママ〕}ヲ製造仕候間何卒御試アリテ金鶏ラムネノ戦勝国ノ夏ニ適當セル好飲料ナルヲ御認メアラレンコトヲ敬白 七月十五日ヨリ 売出シ 取次販売店ハ市中到ル処ニアリ 弘前停車場前 西谷ラムネ製造所

▲戦捷記念▲
▲金鶏ラムネ▲
▲發賣廣告▲

皇國一たび征露ノ師ヲ興スヤ連戦連勝海陸ヲ風靡シ皇威彌ヨ世界ニ振フ我ガ金鶏ラムネハ空前ノ大捷記念トシテ現ハレ弘前停車場前ニ完全無欠ナル製造所ヲ設ケ其筋ノ御規定ニ準拠セル最新式機械ヲ据付ケ御愛用諸君ノ衛生ト清涼ト快美ノ味ヲ兼ネタル無比ノラムネヲ製造仕候間何卒御試アリテ金鶏ラムネノ戦勝国ノ夏ニ適當セル好飲料ナルヲ御認メアラレンコトヲ敬白 七月十五日ヨリ 売出シ 取次販売店ハ市中到ル処ニアリ 弘前停車場前 西谷ラムネ製造所

図18 金鶏ラムネ発売広告

5-5 小売り店の増加

右図19は、明治30年代から明治末にかけての、青森県内の清涼飲料水小売業者数のグラフである。明治30年代から明治40年代初頭にかけて急激な伸びが見られる¹⁵⁴⁾。

製造元では小売店と特約をむすび、販売網を広げた。青森ラムネ製造合資会社の「櫻印衛生ラムネ」を例にとると、明治33(1900)年には特約販売所として横井與吉商店(大町)、長谷川與兵衛商店(大町)の広告が出ている。同社はこれら2つの店を含む市内の和洋酒店8店によって出資された会社であり、当然その他6店舗でも販売されたと考えられる。すなわち、梅津文四郎(濱町)、菱谷常吉(濱町)、西尾清吉(濱町)、遠藤慶次郎(濱町)、野村豊三郎(濱町)、村元支店(安方町)である¹⁵⁵⁾。明治34(1901)年には、青森ラムネ合資会社の弘前支店(袋町)が開業し、弘前市内にも販路が広がった¹⁵⁶⁾(本稿pp.71-72、図16参照)。

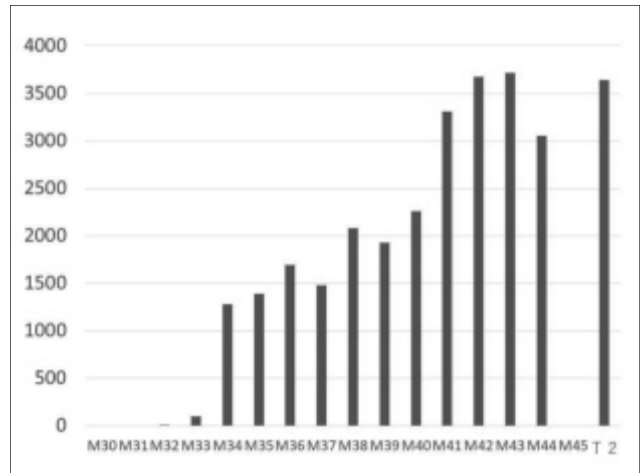


図19 清涼飲料水小売業者数(青森県内、明治30年代～大正2年)

更に、明治36(1903)年には宮本商店(大町)¹⁵⁷⁾、明治38(1905)年には山田商店(大町)、小笠原商店(安方町)¹⁵⁸⁾、明治39(1906)年には柴田商店(柳町)、樋口商店(寺町)、藤林商店(栄町)、村上商店(新濱町)、奥村商店(新安方町)など¹⁵⁹⁾、これら「函館氷」を小売りする販売店にも、氷とともに「櫻印衛生ラムネ」が置かれたようである。これらは横井商店が函館から移入する氷の販売店であったが、氷とラムネは「冷たいおいしさ」をお互いに引き立て合う点で販売促進の相乗効果が期待された。(本稿p.80、図23、25、26参照)

6 清涼飲料水営業取締規則と原料水

ラムネの製造と消費の伸びに並行して、明治33(1900)年に「清涼飲料水営業取締規則」(内務省令)が定められ、「清涼飲料水」という概念が確立された。同時に、規則に違反する商品は取締の対象となった。上記規則の「施行細則」(青森県令)には、内務省令にはない、原料水に関する具体的な規定が設けられた。なぜ、本県では原料水について厳しい既定が設けられたのだろうか。背景には、長らく続いた劣悪な水事情があった。

6-1 清涼飲料水営業取締規則(明治33年)

明治32(1899)年3月の「沸騰飲料水営業取締規則」(県令第12号)から約1年後、明治33(1900)年6月5日に「清涼飲料水営業取締規則」(内務省令第30号)が制定された。この規則により初めて「清涼飲料水」という概念が示され、位置づけられた。同時に、規則に違反した商品の取り締まりが強化された。それ以前は「沸騰飲料水営業取締規則」の時代を含め、取締は非常に緩やかなものであった¹⁶⁰⁾。

本県では明治20年代なかばから函館産のラムネが移入されているが、『東奥日報』では青森市内(町内)の「飲料水」(飲み水)の不良を批判する記事が散見される一方で¹⁶¹⁾、「清涼飲料水」の不良を報じる記事は、管見では見当たらない。その理由は、不良品がなかったということではなく、清涼飲料水自体が一般的でなかった(話題に公共性がなかった)からだろう。注意を喚起する記事が登場するのは、明治32(1899)年4月に朝日印と櫻印の地場産ラムネが発売された後、有害着色料を使用した赤色葡萄酒が話題になってからである。

明治32(1899)年5月、東京衛生試験所によって70種あまりの赤色葡萄酒が検査され、官報で不良品が公表された。着色に用いられていた亜ニリン(アニリン)色素は、のちに明治33(1897)年4月に制定される「有害性着色料取締規則」により使用が禁じられる添加物である¹⁶²⁾。官報による不良品の公表を受けて、明治32(1899)年5月の『東奥日報』は、飲食物に関するこれまでの行政の怠惰を批判する。ラムネ、牛乳、葡萄酒、日本酒など「諸種の飲食物中に有害不正の品多々あるべきは疑いを容れざる所にして一般の需用者が知らず識らず是等を飲食するの衛生上有害なる事は固より言を俟たないが、日本では「何等の規定もなく其取締極めて寛にして偶ま著しき有害品の販売者が違警罪に依て処分さるることあるに過ぎず」、「巷間に販売する飲食物中に幾多の不正品あるを知りつつも今日に至るまで未だ曾て試験を施さず」、今回贗造葡萄酒をわざわざ公表したにすぎないことは内務省の怠惰であると述べ、取締の必要性を主張している¹⁶³⁾。つまり明治32(1899)年の東京衛生試験所による検査結果の公表以前は、問題が認識されながら厳しい取締が行われていたわけではなかった。

明治33(1900)年以降、食品の衛生に関連する法令が次々に定められた。これらは、食品衛生法の前身となるものである。まず、明治33年2月23日、「飲食物其ノ他物品取締ニ関スル法律」(法律第15号)が定められ(施行は同33年4月1日)、「販売ノ用ニ供スル飲食物」をはじめ、販売や調理に用いる食器や調理器具などに「衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノ」が取締の対象となった¹⁶⁴⁾。これに続き、飲食物に関するさまざまな取締規則が制定された。主なものをあげると、明治33(1900)年7月3日「氷雪営業取締規則」(内務省令第37号、飲食用途での販売を目的とする天然水や貯蔵雪に関する取締)、同年12月17日「飲食物用器具取締規則」(内務省令第50号、有害な金属製の器についての取締)、明治34(1901)年10月16日「人工甘味質取締規則」(内務省令第31号、サッカリンなどの人工甘味料の取締)などである。これら一連のものとして、明治33(1900)年6月5日に「清涼飲料水営業取締規則」(内務省令第30号)が制定された。

この「清涼飲料水営業取締規則」によって、「清涼飲料水」という新語(独:Erfrischungs ge-trankeに由来する造語)が示され、定義された。明治32年の「沸騰飲料水営業取締規則」(青森県令第12号)では「総て水中ニ炭酸瓦斯ヲ吸収セシメタルモノヲ謂フ」(第一条)すなわち「炭酸飲料」についての規定であった。しかしこの内務省令第30号にいう「清涼飲料水」は、炭酸飲料に加えて「果実水、薄荷水及桂皮水ノ類ヲ含ム」(第一条)としており、対象とされる飲料の範囲が広がった。ただし「果実水」「薄荷水」「桂皮水」の類、と称される飲料についての定義は条文内にみられない。これらの飲料を、「炭酸水の代りに水を用ひこれに人工芳香質(レモン精 桂皮精など)を加へて造つたものが所謂蜜柑水、レモン水、桂皮水など称し市中に売つて居るものである」(『東奥日報』、傍線加筆)¹⁶⁵⁾と当時の新聞は説明している。「果実水」「薄荷水」「桂皮水」と呼ばれる飲料は、無炭酸飲料であったことがわかる。「沸騰飲料水」には含まれなかったこれらの無炭酸飲料も「清涼飲料水」の概念に含まれることになり、取締の対象になった¹⁶⁶⁾。

6-2 清涼飲料水営業取締規則施行細則(明治33年)

上記の内務省令にともない、本県では明治33(1900)年9月14日に「清涼飲料水営業取締規則施行細則」(青森県令第66号)が制定された¹⁶⁷⁾。それまで本県における飲料水の営業を規制していた「沸騰飲料水取締規則」(青森県令第12号)と変化がみられる主な点は、次の3点である。

- ①瓶口の封緘に関する規定(製造業者が直売したものをその場で飲用する場合と、持参した瓶に詰めかえて売る場合は、封緘がなくても良くなった)
- ②容器の規定(無色か藍色のガラス瓶もしくは白色の陶器に限定された)
- ③原料水の規定(「純潔なるもの」という漠然とした規定が、「蒸留水又は煮沸水」と具体化された)

6-3 原料水へのこだわり

明治33(1900)年9月施行の「清涼飲料水営業取締規則施行細則」(青森県令第66号)のうち、商品の製造過程で最も影響が大きかった条項は、前記③の「原料水」についての規定である。従来は衛生課の検査に合格した原料水であれば、例えば井戸水をそのまま使用することができたが、以後は「蒸留水」や「煮沸水」でなければならなくなった。

青森ラムネ製造合資会社は、3-3で述べたとおり発売当初から「蒸留水製」をセールスポイントにしていたが、佐野仙之助のラムネは当初、工場内の井戸水を利用していた¹⁶⁸⁾。取り締まりを見据えて明治33(1900)年春、佐野は東京に蒸留器を発注した。器械は同年5月4日に到着し、1日あたり1石3斗の蒸留水を精製することが可能になった¹⁶⁹⁾。しかし同年8月23日、「朝日ラムネ」に変質したものがあったとして、佐野は拘留7日の処分を受ける¹⁷⁰⁾。「時節柄危険千万のことにして飲用者は重文[ママ]注意すべきなり畢竟[佐野仙之助のラムネは]製造の際蒸留水を用ゐずして普通の清良ならざる水を用いたるが為め斯く腐

敗を速かならしめたるならん」¹⁷¹)と新聞は推測し、蒸留水を使用した商品を飲むよう、消費者に勧めている。この新聞記事は「ならん」と結んでいるように、推測に基づくものであり、変質の原因が蒸留水を利用しなかったことだとする主張の根拠と真偽は不明だが、それはさておき、施行細則よりも前にすでに「蒸留水製」が現実的には求められていたことがわかる。

注意すべき点は、「蒸留水」製造のお達しが、明治33(1900)年の「清涼飲料水営業取締規則」(内務省令第30号)つまり国の法令ではなく、同年9月施行の「清涼飲料水営業取締規則施行細則」(青森県令第66号)つまり県の規則によるものであったことである。前者には、「用水ヲ検査セシムベシ」(第二条)とあるのみで、具体的に「蒸留水」「煮沸水」などの言葉は出て来ないのだが、「施行細則」では「蒸留水又ハ煮沸水」と規定されている。従って、県外からの移入品には蒸留水製でない製品がみられるという矛盾も生じた¹⁷²)。

6-4 背景にある飲料水事情

繰り返しになるが、「蒸留水」や「煮沸水」の利用は青森県の規則であった。そのため、県内の業者が蒸留水を利用してラムネを製造しても、蒸留水製ではない他県産が県内に流通するという矛盾がみられた。本県で、原料水に特に規定を設けた理由は何だろうか。背景の一つとして、劣悪な飲料水事情が挙げられる。ラムネを製造する際に「青森のように悪い水では不都合だから、取締規則で清潔な水もしくは蒸留水で製造するよう達せられたことは衛生上大変よいことである」と当時の新聞は論じている¹⁷³)。また、明治30年代には、生活用水を介した赤痢や腸チフスなどの疫病の蔓延も恒常的で、特に赤痢は明治30年代前半に大流行した。前稿(2022)では明治初期から同20年代までの青森の飲料水事情と疫病の流行について確認した¹⁷⁴)。ここでは、その概略を振り返るとともに、本稿が対象とする明治30年代の状況を確認しておきたい。

①市部と水道の整備

青森町中心部の水の悪さは古くから知られていた¹⁷⁵)。明治初期には井戸水が「嫌悪すべき悪臭」を放っており、多くは有機質を含む黄褐色の水だったという。住民はおしなべて顔面の血色が悪く、皮膚病や眼病などを罹患している者が半数を超え、その一因は飲料水にあると考えられた。飲料水が問題化された明治初期、水道の整備が不可欠であると考えた青森県参事塩谷良翰のやりようかんにより、1874(明治7)年に水道敷設の願書が出された。だが翌年の試掘で良質の井戸水が得られたため、あえなく計画は中止されてしまう。その後はいくら掘っても良い井戸水は得られなかった。そのため、青森町民はその後も長らく「飲料水の不良」(当時の報道)に悩まされることになる。原因が飲料水にあると考えられる病が度々流行し、例えば明治24(1891)年には腸チフス罹患者が288名(死亡64名)発生している。地元紙は「この不幸を救うため、水道の布設をあきらめてはならない」と説いた(明治25年『東奥日報』連載)。明治25(1892)年12月、青森衛生支会の会議で「水道布設委員会」が立ち上げられ、議論を通じて翌年、水源(横内川)が決められ調査が予定された。しかし日清戦争(明治27年～)、三陸大津波(明治29年)、津軽地方豪雨(明治29年)など、戦争や災害が続き、県の事業としてスムーズに進まなかった¹⁷⁶)。

明治30年(1897)、青森町では水道調査費として500円の予算が計上された。同年10月に函館水道の設計に携わった工学士・千種基を招いて水源調査を行い¹⁷⁷)、翌明治31(1898)年2月に「青森水道期成同盟会」が発足して¹⁷⁸)事態は進捗するかに見えた。しかし工事費が青森町の年間予算の約10倍(65万円)の見込となり再び停滞した¹⁷⁹)。

明治32(1899)年4月に「第三回奥羽六県連合物産共進会」が本県で開催された際、来県者の「飲料水の不良なるには驚きたり」「茶を煎るにも水の悪しき為め甚だ不快を覚ゆ」という感想が、地元紙『東奥日報』に掲載された(4月21日付)¹⁸⁰)。続いて翌22日付の同紙に「水道期成同盟会に望む」と題する論説が掲載された。これは来県者による感想(前日の記事内容)を受けて、工事を促す内容であった¹⁸¹)。翌明治33(1900)年1月30日付の同紙では、日本鉄道東北線青森開業から10年が経とうとしているのに、(県の施設はあっても)青森市の施設の整備は遅れ、水道も出来ない、という批判が掲載されている¹⁸²)。

明治33(1900)年度から、水道敷設の普及促進のため、政府は国庫補助金の交付対象を三府五港から拡大し、それら以外の都市でも布設費用の1/4が交付されることになった¹⁸³)。折しも、明治32年(1899)と明治35年(1902)のコレラ大流行(前者は罹患10万人超、後者は青森県内の罹患13,362名、死亡4,136名)などによって、水道の必要性と意義は更に高まっていた。明治35(1902)年7月4日、青森県では衛生課長名で各郡市長に「飲料水濾過装置」についての通達を出している。この装置は、2尺の円柱の濾過器で家族5名分の飲料水が採れるというものであった¹⁸⁴)。同年、青森市長となった笹森儀助は、秋田水道の設計を終えた水道技師・和田忠治を月給100円で雇用し、設計を完成させた¹⁸⁵)。しかし設計が完成しても、布設の方針は決まらなかった。明治35(1902)年9月17日付東奥日報は「明るい電灯の下で有毒な井戸水を飲んで居るのは青森の恥」¹⁸⁶)だと早期の完成を訴えている。

県内外からの指摘も虚しく、その後も水道の整備は進まなかった。明治30年代後半になっても相変わらず青森の飲料水は悪名高いものだった。明治39(1906)年来県した医師は、本県で不快に感じた4つのことがらの第一に、「飲料水の質悪なこと」を挙げ、「中にはドブ水を選ばん所もまゝ見受け」たと述べる¹⁸⁷)。更に、医師としての視点から、井戸の多くが便所と接近していることや、井戸の隣に排水の不完全な流しが設けられていること、特に貸長屋の便所や井戸が非衛生的で改善を要することなどを指摘している¹⁸⁸)。第二には、「下水の不完全」を挙げ、「青森の如きは全国中稀に見るの不完備であらう」と述べる。第

三には、花柳病が多く「兎に角不面目な次第」であると厳しく指摘している。第四には「急性伝染病の多さ」を挙げ、その結果市民が期待していた英国艦隊が入港しないことになり「実に遺憾な次第」と述べる(明治39年)。飲料水の不潔をはじめ、不衛生極まりない青森の実態が見える¹⁸⁹。実際に、安方町、米町、大町、古川、新町の5ヶ町にある55ヶ所の井戸(飲用)を検査したところ、良好な成績だったのは2ヶ所だけで、「其他は何れも小便を濾過飲用し居るが如きもの」であった(明治38年)¹⁹⁰。そのような状況だから、地元紙では井戸水の飲用は控え、水は一度煮沸してから冷やして飲むように注意している(明治36年)¹⁹¹。青森市の水道が完成したのは明治42(1909)年であり、引水計画がなされた明治7(1874)年から数えて実に35年後であった。

弘前市も同様の傾向がみられた。『弘前新聞』では「土中の汚物や塵芥が井戸に浸透し、胃腸病を起こすおそれがあり、また実際に赤痢患者が発生しているので、飲料水には注意し、生水を飲まず、必ず煮沸するように」と注意している(明治39年)¹⁹²。また、飲料水を飲む洋盃(コップ)や、飲料水の貯蔵に用いるビールなどの空き瓶が不衛生であれば「不潔なる容器中の有機物のために意外の害を受ける」ことがあるので、煮沸消毒すべきであると注意を促す(明治39年)¹⁹³。夏には「富田の清水(シツコ)」売りが出て、手桶1杯1銭、人夫4名で1人あたり平均50銭の売上げがあったという¹⁹⁴。商売として成り立ったことが、飲料水の不良を物語っている。

②郡部

中心市街地からは離れた青森市周辺の町村(現在の青森市郊外)も、必ずしも飲料水に恵まれていたわけではなく、かなり後の時代(昭和11年)になっても「全部自然井ヲ使用スルガ、大字大野ハ掘抜井戸二箇所、自然井戸十数戸アルノミ 他ハ全部村内ヲ流ルル堰水ヲ漏過[ママ]シテ飲料水トス」とされ、「改善すべき事項」として、水道の引用敷設、井戸の設置、生水引用の禁止が挙げられている¹⁹⁵。郊外の農村部でも飲料水は衛生的でなかった。浅虫(青森市浅虫)では海に面し背後は山林のため、昔から飲料水が欠乏していた。井戸を掘っても飲用に適する水がなかったため、「住民のすべては椿旅館附近の川水を飲料水としていた」¹⁹⁶という。沼館(つがる市稲垣町沼館)では、明治33(1900)年の夏、旱魃で飲料水が欠乏した際には、小堰の水を汲んで飲料水として使用した。常に塵埃が浮かんでいるため、その埃を避けるために「水の皮剥き」と称して上澄みを避けて利用した。当時の新聞は「汚水を飲で」の見出しで、「うたてき話なり」と結ぶ¹⁹⁷。

一方できれいな湧き水や川の水に恵まれていた地域もあった。瀬田糸川(現在の青森市富田と同羽白の間を流れる河川か)¹⁹⁸の水を、野本道玄(1636-1710)は「外ヶ浜、油川港の小流は宇治川の水より7勺軽く、もし酒を醸さば銘酒を得べし、布をさらすも、また可なり」と激賞したと伝えられている¹⁹⁹。また、三内村(青森市三内)では、青森町(青森市)の中心街向けに伊藤久之助が「三内の清水」を売り出している²⁰⁰。巽月(東津軽郡今別町巽月)では「簡易水道が出来る前は、井戸水か河川水が主な飲料水だった²⁰¹という。泊(上北郡六ヶ所村泊)では、「明神川は、昔飲料水として使った川であり、若水汲みの場でもあった。この川はどんな日照りの時でも涸れることはなかった」²⁰²という。このように、郡部ではきれいなわき水や川の水に比較的恵まれていたところがあった。

③疫病の流行

飲料水の不良は疫病の流行につながることから、県では「飲料水ハ必ラズ煮沸シタルモノヲ用ヒシムベキコト」という心得を示した(青森県訓令甲第13号、明治38年)²⁰³。警察では「露店其他に於てラムネ若くは他の清涼飲料水及不熟変敗果物を販売するものなきやに注意の事」(中略)、「客人の飲料に供すべき用水は一旦煮沸したるものを用ゆる事」などの取締上の諸注意が示された²⁰⁴。地方でも、例えば南津軽郡では、明治30年代に赤痢病や肺結核の予防、トラホームの蔓延と予防、衛生組合活動の督励、種痘の督励、汚物掃除の励行とならび、「飲料水改良に関する件」が議題として取り上げられ、水質不良の町村部落では煮沸水の使用と堀井の改良が奨励された²⁰⁵。しかし疫病の流行を止めるには至らなかった。

腸チフスは明治13(1880)年の発生以来、絶えず発生しており、明治20年代には1000名を超えることもしばしば見られた。30年代は20年代に比べると比較的患者数の波は小さくなっているものの、毎年発生している(図20)²⁰⁶。

赤痢は明治29(1896)年から明治38(1905)年の約10年にわたって「赤痢蔓延時代とでもいうほど」²⁰⁷毎年流行が続いており、そのピークは明治32(1899)年の16,338名(うち2,788名死亡)であった(図21)²⁰⁸。

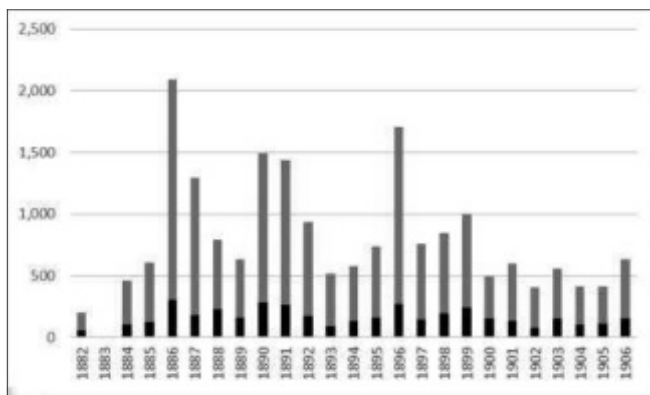


図20 腸チフス罹患者数(うち、黒色部分は病死者数)

伝染病の流行と飲料水との関係で思い起こされるのは、明治19(1886)のコレラ流行に際し、「炭酸を含有している飲料水を飲むと恐るべきコレラに犯されない」という新聞記事によってラムネが爆発的に売れ²⁰⁹「その頃のラムネ屋は毎日徹夜で仕事をしていても間に合はらない状態」²¹⁰になったというエピソードである。本県に函館のラムネが移入されたのは明治24(1891)年であり、明治19(1886)年のコレラ流行時はまだ鉄道も開通しておらず、容易に手に入るものでなかったと考えられるが、都会で強く印象づけられた「コレラ除け」のイメージは、ラムネの流通の広がりとともに各地方に伝播したと考えられる。青森で伝染病の予防効果を目的にラムネが飲用さ

れたことを示す記録は目下見あたらないが、ラムネは不衛生な飲み水を避けるための「衛生的」な「日常の良水」としてPRされていた。例えば「此衛生ラム子ハ(中略)日常欠ベカラザル衛生ノ良水ナリ」(明治26年)²¹¹⁾、「此桜印ラムネハ蒸留水ナレハ衛生上一日モ欠ベカラザル飲料品ナリ」(明治32年)²¹²⁾などの広告がそれを物語る。

以上(1)～(3)から次のように言うことができる。青森県内では明治30年代に至っても水道の整備が進まず、庶民は不衛生な井戸や堰や川の水などを飲料水として利用していた。それが一因となって度々疫病の流行に見舞われた。行政やマスコミは飲料水について積極的に啓発をおこない、清涼飲料水の原料水にも、蒸留水や煮沸水の使用を推奨した。

清涼飲料水は、日常の飲み水を完全に代替するものではなかったが、少なくとも都市部ではその役割を期待され、業者も衛生的な飲料水であると宣伝した。

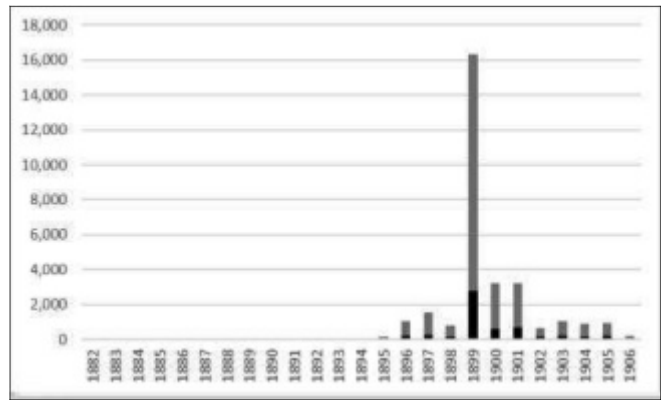


図21 赤痢罹患患者数(うち、黒色部分は病死者数)

7 不良ラムネの取締

ラムネが人口に膾炙し製造業者数と製造量が増える一方、製品の「質」の低下(濫造)が問題視されるようになった。明治33(1900)年に「清涼飲料水営業取締規則」とその「施行細則」が定められたことを契機に、取締が本格化した。粗悪な製品は取締のうえ投棄されたが、製造技術の未熟さや衛生意識の低さなどから、不良品は跡を絶たなかった。

7-1 「不良ラムネ」とは何か

明治30年代当時、夏季の嗜好品として最も多く口に上るものは氷水と果実であったが、「氷水其他清涼飲料に就てはその筋で嚴重に取締法[筆者注・清涼飲料水営業取締規則]を設けあるにも拘らず続々犯則者を出し未だなかなか安心はできない状況だった²¹³⁾。当時、犯則的商品(販売されたものだけでなく、販売目的での陳列や貯蔵を含む)は「不良ラムネ」と通称された。取締は「混濁沈殿し、又は、虫類を混入し、容器及容器、封緘票紙等の成規に抵触したるもの」が対象となったが²¹⁴⁾、製造業者の側からすればそれは「苛酷な取締」であり、「業者の中で、前科者ならざるはなし、と云ふひどいもの²¹⁵⁾」であると捉えられていた。当時は製造技術だけでなく、衛生に対する思考も未熟であった。そのため、「不良ラムネ」は多発した。

弘前では「濁ったり、塵が入ったりして」いるものも多く²¹⁶⁾、「腐敗を来して変色し液中に蠅の死体の混入しあるもの」が「不良のラムネ」として摘発された²¹⁷⁾。また、明治20年代の東京の話ではあるが「当時の『ラムネ』などと云ふものは不完全極りないもので、壺の中へ、虫や硝子の破片や蠅を初め、時には「ミミズ」などが入っていた事さへ」あったという²¹⁸⁾。

これらは製造上・管理上の問題(過失)だが、一方で故意に有害な化学物質を使用する悪質なケースもみられた。製造の過程で有害な酸を含んだものや²¹⁹⁾、発泡性の維持や着色のために有害物質が用いられたものがあった²²⁰⁾。当時は着色された清涼飲料水として「南京」(ドトロ)や「桂皮水」(ニッキ水)などがガラス小瓶で売られていたが、これらは着色料の有害性から発売が禁止されていた²²¹⁾。

7-2 有害性とその啓発

「不良ラムネ」の飲用が、腸カタル²²²⁾、コレラ、赤痢、チフス、などの原因(のひとつ)であると当時は考えられていた²²³⁾。夏になると「市中に於て販売する[略]ラムネ等は往々不慮の疾病を醸する恐れあるを以て猥りに飲用すべからず²²⁴⁾、「清涼飲料(ラムネ、蜜柑水、桂皮水)などは腸胃を害し往々激烈なる下痢を起し易きを以て最も注意を要す殊に小児等には決して之れ等を飲用せしむべからず²²⁵⁾、「近来衛生上の注意は漸く世人の心を止むる所となり暑熱の際にも猥りに小児等をして生水又は怪しき飲料等を口にせしめざるに至り大概是沸冷水(わきざまし)を用意するなど結構の次第なるが此処までの注意を実は今一步進むの必要あり²²⁶⁾、といった注意喚起が新聞を通じておこなわれた。

当時はまた、「不良ラムネ」であるや否やに拘わらず、そもそも清涼飲料水や飲用水全般について健康上の観点から啓発がおこなわれていた。軍隊では「衛養に適する」としてラムネが多用されたので²²⁷⁾、下痢症などの流行状況によっては軍隊内での飲用を差し止めることもあった²²⁸⁾。「食料水は必ず一旦煮沸せるものにあらざれば飲用すべからず²²⁹⁾、「渴を生ずる時と雖多量の水を服用すべからず縦令其水良しと雖一時に多服すれば頭痛下痢を起すことあればなり²³⁰⁾」というように、清涼飲料水に限らず冷たい飲み物は胃腸の負担になる²³¹⁾と考えられることから、県でも「甚シキ寒冷ナル飲料ハ成ルベク摂セシメザルコト」という心得を示した(青森県訓令甲第13号)²³²⁾。

7-3 変質の原因

当時の新聞報道から察するに、変質の原因は主に3つあった。①製造上の問題、②小売店における商品保管上の問題、そして③消費者の使用上の問題である。

①製造上の問題(製造者)

当時の『東奥日報』では、「不良ラムネ」が生じる原因として、製造法の粗忽、容器の不潔、原料の不良、着色料の問題を挙げている²³³。これらはいずれも「清涼飲料水営業取締規則」において取締の対象とされていたが、違反者は跡を絶たなかった。『日本清涼飲料史』には「其の頃の「ラムネ」は随分粗製濫造の気味で、品質も劣つてゐた²³⁴と記されているが、本県も同様の状況にあった。「製造の際蒸留水を用ひずして普通の清良ならざる水を用いたるが為め」に腐敗したと考えられるケースや²³⁵、炭酸ガスを発生させるために使用した硫酸や硝酸などの酸類が残留する²³⁶ケースがみられた。また、「炭酸ガスには殺菌力があり、高圧でガスを加えた壘詰の清涼飲料は安全」であるとする風説²³⁷は、製造者の衛生上の油断に繋がった。「ラムネ屋に於ても充分に注意あるべき²³⁸だと当時の地元紙は論じている。

本県では、しばしば不良ラムネの取締記事がみられるものの、多くは製造や管理の未熟さや衛生へ意識の低さによる過失に近いものであり、故意の違反についての報道は、管見では見られない。しかし地元紙では「泡起性ラムネ」や「有害着色料」を使用したラムネについて、一般論として、消費者に対し注意喚起をおこなっている。これらは、炭酸ガスの沸騰性を持続させるために「人身に有害」な「さほん草チンキ(さほん草の根を酒精にして浸出せしもの)なるもの」を使ったり、有害着色料を用いたりした製品であった²³⁹。

②保管上の問題(販売者)

当時、露店の飲食物には、衛生上の問題があるものがしばしば見られた。菓子屋の残りものや屠殺場の廃物を二束三文で仕入れて様々に調理加工して営業する者もあった²⁴⁰。また、露店で販売物は屋外に陳列されるため、日光に曝され変質し腐敗している可能性があった。ラムネについては、「二三時間光線に曝さるときは直きに原質を損じて腐敗する²⁴¹と考えられることから、夏の暑い時期に飲食物を店頭に放置することはきわめて危険であり、首都においてさえしばしば不良品が発見されるのに、ましてや製造地から遠い田舎の地では「変質して飲料とならざる如きもの無きを保せず」、伝染病が一人でも出ると町全体に負担がかかるから「嚴重なる検査」と取締が必要である、と地元紙では注意を促していた²⁴²。

同様のことは、露店に比べて商品の保存環境がよいと考えられる小売店でも生じた。小売店の管理状況によっては、夏場はずか2～3日でも変質の可能性があった。「沸騰力の弱きは日数物なればよし沈殿物は無くとも飲用せざる方よし²⁴³と地元紙は注意を喚起した。当時は、長期保管や保管状況によって変質したものが平然と売られていたからである²⁴⁴。

製造業者の側は、そのような状況を防ぐため、新しい製品と積極的に交換する取り組みをおこなった。一例として、ある小売店では製造から数日しか経っていない売れ残りのラムネ60本が、警察官立ち会いのもと総て投棄され、交換された²⁴⁵。

③使用上の問題(消費者)

当時はラムネにブランデーやワイン、焼酎などを混ぜて飲用する楽しみ方があった。軍隊ではこの飲み方が好まれ、青森ラムネ製造合資会社弘前支店には、陸軍第八師団から多数のラムネの注文が寄せられた。しかし混合したものは変質しやすかった²⁴⁶。

7-4 取締の実態

では、どれほどの「不良ラムネ」が取締の対象となり投棄されたのだろうか。右(図22)は明治30年代後半の不良ラムネの廃棄に関する新聞報道から投棄数のデータを集成したものである²⁴⁷。ただし、この数値は、あくまで摘発された数であり、当時の『弘前新聞』は「其筋の目に留らざる不良ラムネ何程あるやは殆んど測り知る可からざる」と²⁴⁸述べている。弘前市内では取締がある程度浸透していても、有害性のある着色料を使用した「南京水」「桂皮水」などが、村落部では取締を免れて公然と販売されていた²⁴⁹。摘発は氷山の一角とみてよい。

摘発された場合、ラムネは警察官立ち会いのもとで廃棄され²⁵⁰、違反者は処罰された。たとえば明治33(1900)年8月には「腐敗を来して変色し液中に蠅の死体の混入しあるもの」を販売したとして青森市内の製造者が処分されている²⁵¹。「清

Y	M	D	朝日	櫻	金鶏	不明
1903	7	10	※	※		
1904	7	9		60		
1904	8	20				30
1906	7	1		5		
1906	7	2	2		9	
1906	7	3		6	8	
1906	7	9		22		
1906	7	10	8	16	11	
			26	291	253	
明治39年7月10日迄小計						
1906	7	11		11	99	
1906	7	13			6	
1906	7	14			4	

※出典『東奥日報』『弘前新聞』

図22 不良ラムネ投棄数

涼飲料水営業取締規則施行細則(青森県令第66号)では、清涼飲料水ノ用水ハ蒸留水又ハ煮沸水ヲ用ルることが第六条で定められており、違反に対しては「五錢以上壹円九五錢以下ノ科料」(第十四条)が定められていた。「明治36、7年になって、警視庁の取締が非常にやかましくなった」²⁵²⁾と、東京清涼飲料水同業組合の『業界回顧史』で語られているように、本県に於いても当時は「氷水其他清涼飲料に就てはその筋で嚴重に取締法を設けあるにも拘らず続々犯則者を出し未だなかなか安心はできない」(『東奥日報』明治37年)²⁵³⁾状況だった。

7-5 不良ラムネへの対応

①製造者の対応

明治30年代はラムネが急速に普及した。明治37～38(1904-1905)年頃の佐野商店(朝日ラムネ)では、5台のラムネ製造器を稼働させても間に合わないほどの売れゆきだった²⁵⁴⁾。青森ラムネ製造合資会社(櫻ラムネ)弘前支社も、明治38(1905)年の夏は1日平均100ダースの出荷だったものが、7月10日以降は4割増しのペースとなった²⁵⁵⁾。

売れゆきに比例して濫製の傾向も強まった。「明治36、7年になって、警視庁の取締が非常にやかましくなった。尤も其の頃の「ラムネ」は随分粗製濫造の気味で、品質も劣つてゐたが、この為め製造家は非常な苦痛を受けた」(『業界回顧史』)という証言についてはすでに触れた²⁵⁶⁾。

本県弘前市でも、明治37(1904)年には業者の「濫製の評判」が人々の間に広まっていた²⁵⁷⁾。悪評に歯止めをかけるべく、製造者は「原料の精選」、すなわち清涼飲料水の基本である原料水に蒸留水を用いることはもちろん、「製造に一層注意」をはかり²⁵⁸⁾、「其筋ノ御規定ニ準拠セル最新式機械」の使用をPRするとともに(p.73図18参照)、不良品の交換を小売店に保証した²⁵⁹⁾。また、競合他社の粗悪品によるラムネ一般のイメージダウンを懸念し、他社と協議して事態の打開に努めた²⁶⁰⁾。

②消費者の対応

最終的には消費者が知識を持ち、自ら判断する必要があった。地元紙『東奥日報』では、「飲用者は十分注意すべきなり」(明治33年)²⁶¹⁾とし、特に色付きのラムネは有害物質の判別が難しいことから、避けるよう忠告している(明治37年)²⁶²⁾。ラムネそのものを飲用すべきでない戒める記事もみられる(明治39年)²⁶³⁾。それでも「やむを得ず」飲まなければならない場合は、次のような「判別法」を推奨した。

例1)明治37(1904)年の『東奥日報』で紹介された判別法(要約)²⁶⁴⁾

①ラムネを皿に取り、おおかた蒸発したところを見計らって砂糖の粒を入れ、乾燥後に暗褐色～黒色の跡が残る場合は有害である。

②ラムネを蒸発させて水を入れて振ったときに著しい泡立ちを見せるものも発泡剤が入っており有害である。

例2)昭和39(1906)年の『東奥日報』と『弘前新聞』で紹介された判別法(要約)²⁶⁵⁾

①振ってみて黒い微細な浮遊物がある場合は、瓶の洗浄が不十分であり有害である。

②振ったときに泡の大きさに大小があったり、沈殿物がある場合は、不良品である。

③酸味が多く刺激が非常に強いものは、有害な有機物が含まれているので決して飲んでではない。

④近年、瓶の封緘ラベルは製造元がまとめて小売店に渡しているの、記載の製造年月日は信用してはいけない。

⑤炭酸の弱いものは日数が経っているので飲まないほうがよい。

8 移転と拡張

需要増に対応するため、明治30年代末には弘前市の佐野商店・青森市の青森ラムネ製造合資会社の両社とも、工場を新築移転し設備を拡張した。両社は、ほぼ同じタイミング(明治38-39年)で本社の移転拡張をおこなっている。清涼飲料水(ラムネ)の製造は右肩上がりの伸びをみせていた(この時期の小売店舗数の伸びについてはp.73図19も参照)。

8-1 青森ラムネ製造合資会社の本社移転(明治38年)

青森ラムネ製造合資会社には、本社(青森市大町)と弘前支社(弘前市袋町)があったが、明治38(1905)年12月までに本社は青森市大町から同市寺町へと移転した²⁶⁶⁾。なお、『青森市史』産業編では、「青森ラムネ製造合資会社は青森鉱泉と改称、国道寺町に移転[以下略]」²⁶⁷⁾と記すが、これでは「改称してから移転した」ように読める。しかし「青森鉱泉」と改称されたのは後の時代のことである。

また本社移転のこの年、蒸留器を増設した。1時間あたり4斗の蒸留水を得ることができる最新式の器械であった²⁶⁸⁾。翌年も蒸留器を増設している²⁶⁹⁾。

函館 衛生 標印

氷

ラ ム ネ

例年之通四月三日ヨリ
精良凍水發賣仕候間不
相變御愛顧御引立之程
奉願候

青森市大町 横井商店
青森市大町 宮本商店

四月十五日ヨリ
賣出レ

図23 広告(明治36年8月6日)

陸海軍御用

衛生ラムネ



蒸溜水製

例年ノ通り五月六日ヨリ
造販仕候間不
相變御愛顧
尚本年ハ
蒸溜器械ヲ
増設シ
衛生上ニ
注意ヲ加
ヘ精良確
実ナル品ヲ
製造發賣
仕候

四斗取新式蒸溜器械ヲ増設シ衛生上ニ注意ヲ加ヘ精良確實ナル品ヲ製造發賣仕候

販賣所各地至ル所ニアリ

青森市大町 弘前支店

図24 広告(明治38年7月15日)

図23 例年之通四月三日ヨリ精良凍水發賣仕候間不
相變御愛顧御引立之程奉願[ママ]候
發売元 青森市大町 横井商店 特約店 青森市大町 宮本商店
櫻印衛生ラムネ 四月十五日ヨリ売出シ270)

図24 陸海軍御用蒸溜水製 [桜印] 衛生ラムネ
例年ノ通り五月六日ヨリ製造販賣仕候間不
相變御愛顧ノ程奉願候尚本年ハ一時間四斗取
新式蒸溜器械ヲ増設シ専ラ衛生上ニ注意ヲ加
ヘ精良確實ナル品ヲ製造發賣仕候 (販賣所ハ
各地至ル所ニアリ) 青森ラムネ製造合資会社
弘前市袋町 弘前支店271) [傍線筆者]

函館五稜産

氷

ラムネ

例年之通精良製氷發賣仕候間不
相變御愛顧御引立之程奉願候

發賣元 青森市大町 横井商店
特約店 同出張所
大町 宮本商店 同山田商店
小笠原商店 柳町柴田商店
山田商店 新浜町村上商店
寺町樋口商店
新方町奥村商店 栄町藤林商店273)

図25 広告(明治38年7月15日)

函館五稜産

氷

ラムネ

發賣元 青森市大町 横井商店
特約販賣店 同出張所
大町 宮本商店 同山田商店
小笠原商店 柳町柴田商店
山田商店 新浜町村上商店
寺町樋口商店
新方町奥村商店 栄町藤林商店273)


図26 広告(明治39年5月13日)

図25 函館五稜郭産 氷 ラムネ
例年之通精良製氷發賣仕候間不
相變御愛顧御引立之程奉願候
發売元 青森市大町 横井商店 特約店 同町
宮本商店 濱町西尾商店 安方町小笠原商店 大町五丁目山田商店272)

図26 函館五稜郭産 氷 桜ラムネ
發売元 青森市大町横井商店 新浜町同出張所
蜆貝町同出張所
特約販賣店左ニ 大町宮本商店 同山田商店 柳町柴田商店
新浜町村上商店 寺町樋口商店
新方町奥村商店 栄町藤林商店273)

陸海軍御用

衛生ラムネ



蒸溜水製

例年ノ通り四月十八日舊廿五日ヨリ製造販賣仕候間不
相變御愛顧ノ程奉願候尚本年ハ
蒸溜器械ヲ増設シ
衛生上ニ注意ヲ加
ヘ精良確實ナル品ヲ
製造發賣仕候

販賣所各地至ル所ニアリ

青森市大町 弘前支店

図27 広告(明治39年6月1日)

陸海軍御用

衛生ラムネ



蒸溜水製

例年ノ通り四月十八日舊廿五日ヨリ製造販賣仕候間不
相變御愛顧ノ程奉願候尚本年ハ
蒸溜器械ヲ増設シ
衛生上ニ注意ヲ加
ヘ精良確實ナル品ヲ
製造發賣仕候

販賣所各地至ル所ニアリ

青森市大町 弘前支店

図28 広告(明治39年8月5日)

図27 陸軍御用 蒸溜水製 [桜印] 衛生ラムネ
例年ノ通り四月十八日 旧廿五日ヨリ製造販賣仕候間不
相變御愛顧ノ程奉願候
尚本年ハ蒸溜器械ヲ増設シ専ラ衛生上ニ注意ヲ加
ヘ精良確實ナル品ヲ製造販賣仕候 販賣所各地至ル所ニアリ
青森ラムネ製造合資会社弘前市袋町弘前支社274)

図28 陸軍御用 蒸溜水製 衛生ラムネ 当社
ハ例年ノ通り精良確實ナル品ヲ製造販賣シ尚本年
ハ凡テノ機械ヲ増設シ専ラ衛生上ニ注意改良ヲ加
ヘ精製仕候間不
相變御愛顧ノ程奉願上候
販賣所ハ本県各地至ル所ニアリ
青森市寺町(国道通り) 青森ラムネ製造合資会社
弘前市袋町七番戸 同弘前支社275)

8-2 佐野商店の移転(明治39年)

一方、佐野仙之助は弘前市茶畑町での営業²⁷⁶を経て、一度は製造が不認可になったものの²⁷⁷、明治39(1906)年5月、代官町に最新式の製造機器・蒸留器を備えた製造場²⁷⁸を新築して再スタートした²⁷⁹。同年6月11日付で営業の許可が下り(図29)²⁸⁰、6月14日付『弘前新聞』に発売広告を掲載している(図30)²⁸¹。当時の様子について、佐野仙之助氏の長男・佐野保太郎氏の回顧に基づき、地元紙が次のように記している。「文明開化の波が北辺の津軽地方にも次第に入り込んできて、新しい思想とともにラムネの需要も次第にふえてきた、文明開化を謳歌する家庭などでは来客にはラムネを出さねば新時代でないと言われるほどに新しがり屋連中が盛んにラムネのせん伝を始めたのでポンとラムネの玉を抜いて瓶のままグッとあおる風俗は文化の先端をゆく風俗としてもはやされるようになり明治三十七、八年からは五台の手回し機械でも需要に応じきれなくなつて来た。このラムネの流行は当時ようやく入ってきた新文化『活動写真』によつて更に推進され、ラムネをのみながら活動写真を見るのが、当時の文化人のタイプとしてミーちゃんハーちゃんによるこぼれた」²⁸²。



図29 ラムネ製造の認可(佐野家所蔵)



図30 本県元祖 朝日ラムネの広告

図29 指令第一〇七二号

原籍三重県三重郡富田村大字東富田百三十番屋敷
 当時弘前市大字代官町四十九番戸寄留 佐野仙之助
 明治三十九年五月十日付 ラム子製造営業願ノ趣聞届ク
 明治三十九年六月十一日 青森県知事 西澤正太郎 (印)

図30 佐野ラム子ハ今回市内代官町へ製造所ヲ新築シ 機械及蒸留水器械ハ最新式ニシテ 原料ハ特ニ精撰シ 衛生上無比ノ好飲料ヲ製造発売仕候間 旧知ノ諸彦ハ弥々愛顧ヲ重ネ 新知ノ各位ハ御試用ノ上倍旧ノ御引立希望仕候
 陸軍御用 蒸留水製
 朝日ラム子 弘前市代官町西ツ角北へ入ル
 本県元祖 佐野ラムネ製造所

9 サイダー(移入品)の発売

明治30年代の青森県内において清涼飲料水といえばラムネが主流であったが、東京や横浜では明治10年代にサイダーが製造・販売されている。『日本清涼飲料史』によると、明治12(1879)年に東京築地でチャリヘースが製造、明治18(1885)年には三ツ矢サイダーの前身である「一ツ矢サイダー」が明治屋から発売されたという(阿部栄次郎編『日本清涼飲料史』283)。しかしサイダーは「価格も高く、一般には広まらなかった」(渋沢敬三編『明治文化史』284)といわれる。明治32(1899)年には秋元巳之助が「金線サイダー」を発売し、同36(1903)年には山本染之助が「軍艦印サイダー」を発売した(『日本清涼飲料史』285)。明治37(1904)年に金線サイダーが王冠栓で発売され(『日本清涼飲料史』286)て以降、王冠栓を「サイダー」、玉口瓶を「ラムネ」と呼ぶようになったという(『日本清涼飲料史』287)。そして、「王冠栓が用いられるようになってから(略)サイダーが本格的に売れ始めた」(『明治文化史』288)とされる。以上は『日本清涼飲料史』と『明治文化史』による記述である。

三ツ矢サイダーの発売年については、「三ツ矢印平野シャンペンサイダー」「三ツ矢シャンペンサイダー」「三ツ矢サイダー」といった名称のバリエーションも絡み、諸説あるが、『日本清涼飲料史』所載の年表では、明治38(1905)年の項目に「大阪で帝国鉱泉(株)が、三ツ矢サイダーを発売」と記される(289)。ラムネ瓶やサイダー瓶などのガラス瓶を考古学の方法と視点で研究した『ガラス瓶の考古学』(桜井準也, 2006)では、「明治38年(1905)に帝国鉱泉株式会社の『三ツ矢印平野シャンペンサイダー』が」「発売されている」と記す(290)。一方、「三ツ矢印平野シャンペンサイダー」の発売年を明治40(1907)年とするものも多い。また、アサヒ飲料公式ホームページ内の会社情報「沿革」では、明治42(1909)年に帝国鉱泉株式会社から「三ツ矢シャンペンサイダー」が発売されたと記される(291)。以上から、現在の「三ツ矢サイダー」に相当する商品は、おおむね明治40(1907)年前後に発売されたようである。

このように、都会では早くからラムネとともに「サイダー」の製造販売がおこなわれていた。それらが本県に移入され始めた時期はわからない。明治20年代～30年代の地元紙を確認したところ、「サイダー」についての記事は、管見では明治39年(1906)を初出とする。青森市内で「金線サイダー」が発売されたという記事である(292)。価格は2合瓶で15銭、「飲料水中最も好評あるは金線印シャンペンサイダーにて他の飲料水の如く刺戟することなく調和し且つ芭蕉の実の芳香あたりを薫する所最もす賞するに堪へたり」と述べられている。弘前市でバナナ(芭蕉に実)が店先に並んだのは大正時代であった(293)という証言がある。実際にバナナの香料が用いられていたかはともかく、新聞記者はサイダーに「バナナの風味」を感じたようである。パイナップルは青森では明治30年代前半に「新しい味」として話題になっていたが(294)、バナナも同様、南国の「新しい味」だった。加えて、当時の金線サイダーが「王冠栓」であったことも、新鮮で「ハイカラ」な印象を与えたと思われる(明治36年まではキルク栓(295)。外国産の牛肉缶詰各種とあわせて、この両者(缶詰とサイダー)は「贈答品として適当である」と報じている。「ラムネ」が一般大衆の日常飲料であるとすれば、「サイダー」は贈答品として用いられる高級飲料であり、「高価のため上流家庭に飲用せられた」(296)。

本県で、ソーダ水やビールが夏季飲料物として販売されるようになったことが確認できるのも、この頃である。明治37(1904)年にマシマロやバナナ(菓子名)、ガム、ドロップスなど舶来の珍菓やウイスキーなどととも、「ソーダ水」が進物用として販売されている(297)。「札幌炭酸水」も販売された(298)。また、同年にはすでに弘前で販売されていた「朝日ビール」が販路拡張のために青森市で初めて同社製品の販売店を設置し、米町の三忠支店、濱町の野村商店、安方町の村本支店の3店舗を特約店として販売を開始している(299)。移入品のサイダー、ソーダ水(炭酸水)などは、青森では遅くとも明治30年代後半から同年代末までには販売されていた。

明治30年代当時、食用にふさわしい良質の天然氷は、青森ラムネ製造合資会社の横井興吉(横井商店)に加え、小林周次郎(小林氷室)らによって函館産の「函館氷」が移入販売されていたので(300)、冷蔵庫がなくても冷たい飲料を嗜むことができた。函館氷もサイダーも「高嶺の花」であったが、特別な日や来客時などの場面で、氷を入れたコップにサイダーを注ぎ、冷たいおいしさを楽しみ、またもてなすことは可能であった。ただし当時はまだ、地場産のサイダーは製造されておらず、氷と同様移入品であり高級品であった。本県で地場産サイダーが登場するのは、明治40年代である。

まとめ

本稿は、前稿で扱った明治20年代に引き続き、明治30年代の青森県における清涼飲料水製造業者・販売者・消費者の動向を当時の記録と関係者からの聞き取りをもとに整理し、これまで不明だった本県における清涼飲料水の製造と普及の経緯について明らかにした。下表4は、この時代の二大製造業者であった佐野商店と青森ラムネ製造合資会社を対比させ主な出来事を記した年表である。

本県において、清涼飲料水(ラムネ)が急速に普及したのは明治30年代であった。それまで函館をはじめとする他県産が移入されていたが、明治31(1898)年に佐野仙之助によって、他県ブランドではあるものの県産ラムネが初めて生産され、翌年には地場産のオリジナルブランドが、佐野仙之助(朝日印ラムネ)と青森ラムネ製造合資会社(櫻印ラムネ)の二者によって、ほぼ時を同じくして発売された。両者の競合は、ラムネという飲料そのものの話題性と相まって、大衆に清涼飲料水の存在を強く印象づけることとなり、「ラムネブーム」を巻き起こした。その背景には、長らく続いた都市部を中心とする飲料水の不良や、それが

一因となって生じる疫病流行への不安があった。製造業者はラムネが「衛生の良水」であることをPRした。また、明治30年代は、軍需とそれともなう生活の洋風化が一層進んだ時代であったことも、ラムネの需要増と普及を後押しした。ラムネは、青森市の「重要物産」として将来が期待された。一方で、製造家が乱立し、生産量が増えるにつれ、その負の側面として粗製濫造が問題化した。警察による取締は明治33(1900)年の「清涼飲料水営業取締規則」制定の後、明治30年代後半に強化され、不良品が連日のように摘発された。製造が始まって10年を経過しないこの時代は、急成長の時代であったと同時に、発展途上にあった。

表4) 年表

	佐野商店(佐野仙之助)		青森ラムネ製造合資会社(横井與吉)	
	青森町(市)	弘前市	青森町(市)	弘前市
1891(明治24)			(横井與吉商店) 函館・北水舎製 「一印ラムネ」 移入 発売 (5月21日)	
1897(明治30)	佐野商店創業(酒店)			
1898(明治31)	(函館・北水舎出張所) (四日市・朝水舎出張所) 「衛生ラムネ」 「葡萄ラムネ」 「ビールラムネ」 } 製造販売 (6月15日)			
1899(明治32)			青森ラムネ製造合資会社 設立(3月3日)	
	沸騰飲料水営業取締規則(3月4日)			
	工場落成(3月15日) 製造開始(4月6日) 工場新築発売セール 「朝日印ラムネ」 (4月27日) 蒸留器導入(5月4日)		開業発売記念セール 「櫻印ラムネ」 (4月20日)	
1900(明治33)	清涼飲料水営業取締規則(6月5日)・清涼飲料水営業取締規則施行細則(9月14日)			
		(飲料水届出、6月)	工場拡張(7月26日) 機械、新式蒸留器導入	
1901(明治34)		(弘前に移転開業)		弘前支店開業(7月)
1904(明治37)			「高等サイホーラムネ」 発売	
1905(明治38)			移転(寺町)新式蒸留器導入	
1906(明治39)		代官町に新工場落成 新式機械導入		

謝辞

本稿作成に際し、貴重な資料の提供とご教示をいただいた佐野静枝氏、佐野由加子氏、山谷聖也氏に深く感謝を申し上げます。佐藤良宣氏、小山隆秀氏に情報を提供いただきました。記して感謝申し上げます。

付録 清涼飲料水に関する青森県の規則

沸騰飲料水営業取締規則(明治32年3月4日 青森県令第12号)

青森県令第十二号

沸騰飲料水営業取締規則左ノ通り制定ス

明治三十二年三月四日

青森県知事 宗像 政

沸騰飲料水営業取締規則

第一条 此規則ニ於テ沸騰飲料水ト称スルハ「ラムネ」、「セルテル水」、曹達水等総テ水中ニ炭酸瓦斯ヲ吸収セシメタルモノヲ謂フ

此規則ハ沸騰飲料水ヲ製造スル者及之レヲ販売 卸売小売 スル者ニ適用ス

第二条 沸騰飲料水ヲ製造セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ製造原料ノ水一磅[ポンド]以上其他ハ各品五匁[約18.75グラム]以上ヲ添ヘ所轄警察署ヲ經テ県庁ニ願出テ許可ヲ受クヘシ後日或ル事項ヲ変更セントスルトキハ之ヲ具シ必要ナル原料ヲ添ヘ同様ノ手續ヲ為スヘシ

- 一 沸騰飲料水ノ名称
- 二 製造場ノ地名、番号、構造仕様書及絵図面
- 三 製造器械ノ名称及個数
- 四 製造原料各品ノ名称及配合分量書
- 五 原料水所在ノ地名及番号
- 六 落成期日

第三条 製造場及製造方法ニ就テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 製造場ノ地盤ハ不浸透質物若クハ一寸以上ノ厚板ヲ以テ構造シ且ツ排水溝ヲ設クルコト
- 二 製造場ハ常ニ清潔ナラシメ排水溝ニハ屢々生石灰末若クハ石灰ヲ撒布スルコト又倉庫物置等ニ兼用セサルコト
- 三 混合器ノ内面及誘導管ニハ有害ノ金属ヲ使用セサルコト
- 四 炭酸瓦斯ハ適當ナル除害液ヲ通過セシメ尚ホ混合器ニ入ル以前水洗スルコト
- 五 原料水ハ純潔ナルモノヲ使用スルコト

第四条 製造場ノ構造落成シタルトキハ使用以前所轄警察官署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ其変更アリタルトキ亦同シ

第五条 正当ノ事由ナクシテ左ノ事項ノ一ニ抵触スルモノハ許可ノ効力ヲ失フ

- 一 製造ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ三ヶ月以内ニ工事ニ着手セサルトキ
- 二 落成期日ヲ経過シ落成セサルトキ
- 三 休業一ケ年以上ニ亘リタルトキ

第六条 製造者ハ自製ノ品ニ限り別ニ願出ツルヲ要セスシ□[一字欠]卸売ヲ為スコトヲ得但シ卸売場所ノ位置ハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第七条 他庁府県管内ノ製造ニ係ル沸騰飲料水ヲ卸売セントスル者ハ製造者ノ住所、氏名ヲ具シ現品ニ壘ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ県庁ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

前項許可ノ効力ハ其年ニ止マル

第八条 沸騰飲料水ヲ小売セントスル者ハ製造者若クハ卸売者ノ住所、氏名ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ製造者若クハ卸売者自ラ小売セントスルトキ亦同シ

前項許可ノ効力ハ第七条ニ同シ

第九条 沸騰飲料水ノ容器ニハ製造場ノ地名、番号、製造者ノ氏名及製造ノ年月日ヲ記シタル標紙ヲ貼用スヘシ其方法ハ標紙ヲ以テ壘口ノ栓子ヲ被覆スルヲ要ス

他庁府県管内ノ製造ニ係リ標紙ニ製造ノ年月日ヲ記セサルモノハ卸売者ニ於テ買入ノ年月日ヲ記シタル標紙ヲ貼用スヘシ其方法前項ニ同シ

第十条 営業者ハ門戸、店頭等見易キ場所ニ看板ヲ掲クヘシ

第十一条 製造者、卸売者住所、氏名ヲ変更シ又ハ廃業シタルトキ及休業一ヶ月以上ニ亘ルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ経テ県庁ニ届出ツヘシ

小売者前項ノ場合ハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

前二項ノ業者死亡シタルトキハ各死亡ノ届出ヲ為スヘキ義務者ヨリ届出ツヘシ

第十二条 沸騰飲料水ニシテ左ノ事項ノ一ニ抵触スルモノハ販売スルコトヲ得ス

一 濁濁シ若クハ変敗シタルモノ

二 硫酸、硝酸、塩酸其他ノ遊離無機塩類ヲ含有スルモノ

三 砒、安質母尼、銅、鉛、亜鉛其他ノ有害物ヲ含有スルモノ

第十三条 警察官吏、衛生官吏ハ何時ニテモ営業上ノ検査ヲ為シ必要ト認ムルトキハ隨時製造又ハ販売ノ停止、現品ノ廃棄、場所、機械其他ノ修繕若クハ改良ヲ命令スルコトアルヘシ業者ハ此検査及命令ヲ拒ムコトヲ得ス且ツ検査用ニ供シタル現品ハ無償トス

第十四条 此規則ニ違背シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上十円九十五錢以下ノ科料ニ処ス

出典:『東奥日報』明治32年3月4日「青森県公文」

清涼飲料水営業取締規則施行細則(明治33年9月14日 青森県令第66号)

青森県令第六十六号

清涼飲料水営業取締規則施行細則左ノ通り相定ム

明治三十三年九月十四日

青森県知事 宗像 政

清涼飲料水営業取締規則施行細則

第一条 清涼飲料水ノ製造営業ヲ為サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ原料五匁以上用水二合以上ヲ添ヘ(鉱泉ヲ採取シテ清涼飲料水ニ供スルモノハ其検査成績表ヲ添付スヘシ)所轄警察官署ヲ経テ県庁ニ願出認可ヲ受クヘシ其事項ヲ変更セントスルトキ亦同シ

一 製造場地名 番号

二 構造并ニ設備仕様書及図面

三 製造器械ノ名称箇数及其図面

四 落成期日

五 清涼飲料水ノ名称

六 製造原料各品名称及配合分量書

七 用水及汲取場ノ地名番号

第二条 製造場構造設備ハ左ノ各号ニ依ルヘシ

一 器械ヲ据付クヘキ製造場ノ地盤ハ不浸透質ノ材料(石煉瓦漆喰敲キ「コンクリート」ノ類)ヲ用フルノ外尚ホ厚板ヲ張り適宜勾配ヲ付ヘシ

二 製造場ハ空気ノ流通光線ノ射入ヲ能クシ場内周囲ニ勾配ヲ付シタル小溝ヲ設ケ汚水廃水ノ排泄ヲ十分ナラシメ尚ホ時々消毒的清潔法ヲ施行スヘシ

三 汚水廃水ヲ排泄スルコト能ハサル地形ニ在テハ汚水溜ヲ設ケ其構造材料ハ石煉瓦陶器「セメント」又ハ漆喰敲キノ材料ヲ以テ施設シ覆蓋ヲ設クヘシ

第三条 清涼水ノ種類又ハ製造ノ方法ニ依リ製造所ノ構造ハ本則第二条ノ制限ヲ斟酌スルコトアルヘシ

第四条 製造場ノ構造落成シタルトキハ使用以前所轄警察官署ヲ経テ県庁ニ届出検査ヲ受クヘシ其改築変更ノトキ亦同シ

第五条 正当ノ事由ナクシテ左ノ事項ノ一ニ抵触スルモノハ認可ノ効力ヲ失フ

一 認可ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ工事ニ着手セサルトキ

二 工事ニ着手シタル後尚ホ一ヶ月間ヲ経過シ落成セサルトキ

三 休業一ヶ年以上ニ亘リタルトキ

第六条 清涼飲料水ノ用水ハ蒸留水又ハ煮沸水ヲ用ヒ原料ハ日本薬局法規定ノモノヲ用フヘシ

第七条 清涼飲料水製法ニ使用スル炭酸瓦斯ハ適当ノ除害液ヲ貯ヘタル器中ヲ通過セシメ尚ホ混合器ニ容ルヘ前ニ水洗スルノ装置ヲナスヘシ器械ノ種類又ハ製造ノ方法ニ依リ除害装置ヲ要セサルモノハ此限りニアラス

第八条 製造器具及容器ハ使用スル毎ニ煮沸水ヲ以テ洗浄スヘシ

第九条 清涼飲料水ノ製造ニ使用スル器具并容器ハ無色或ハ類藍色ノ硝子若クハ白色ノ陶器ヲ使用スヘシ
第十条 清涼飲料水ノ請売営業ヲ為サントスルモノハ製造者ノ住所氏名又ハ会社名ヲ記シタル書面ヲ所轄警察署ニ届出ツヘシ支店又ハ販売店ヲ置キ若クハ製造者ノ販売店ヲ置クキ亦同シ
第十一条 製造者又ハ受売者左ノ各号ノ一ニ係ルトキハ五日以内ニ所轄警察署ヲ經テ県庁ニ届出ツヘシ
但売買譲与貸借ニ係ルトキハ双方連署ヲ要ス
一 転居改氏名代換売買譲与貸借等製造業者ニ異動ヲ生シタルトキ若クハ廃業又ハ休業シタルトキ
二 支店又ハ販売店ヲ移転廃止シタルトキ
第十二条 清涼飲料水営業者ハ清涼飲料水ノ調製若クハ小分ヲ為サシメ又ハ其場所ニ立入ラシムル者ノ住所氏名ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
第十三条 清涼飲料水製造人ハ店頭ニ於テ飲用スルモノ又ハ飲用者ノ容器ニ移シ販売スル者ハ封緘ヲ施サハルモ妨ケナシ
第十四条 本則第四条第六条第七条第八条第九条第十条第十一条ニ違背シタルモノハ五錢以上壹円九五錢以下ノ科料ニ処ス

附則

第十五条 明治三十二年三月青森県令第十二号沸騰飲料水取締規則ハ之ヲ廃止ス
第十六条 本則施行前ノ製造場構造ニシテ本則第二条ニ抵触スルモノハ明治三十三年十月三十一日迄ニ施設スヘシ

出典:『東奥日報』明治33年9月14日「青森県公文」

『青森県警察類典』では、第十一条のみ下記の通り記載が異なる。

第十一条 清涼飲料水営業者虚偽ノ記載ヲ為シタル封緘票紙ヲ貼用セシメタル者ハ封緘票紙ニ虚偽ノ改竄ヲ為シ若ハ為サシメタル者ハ二十五日以下ノ重禁錮ニ処ス

出典:青森県警察部1911『青森県警察類典(衛生)』

清涼飲料水営業取締規則施行細則施行心得(明治33年9月 青森県警察部達第24号)

第一条 細則ニ依リ所轄警察官署ヲ經テ県庁ニ願出テ又ハ届出ツル書類ヲ受理シタルトキハ其ノ事項ヲ調査シ不都合ナキモノハ直ニ県庁ニ進達スヘシ
第二条 細則第四条ノ届出アリタルトキハ衛生技術員ヲシテ実地ヲ検査シ不都合ナキ者ニハ左ノ認許証ヲ下付ス但此場合ニ於テハ警察官吏ノ立会ヲ要スルモノトス
(番号)
郡市町村大字番戸
清涼飲料水製造者 氏 名
年 月 日ヲ以テ届出テタル製造場ノ検査ヲ了ス
年 月 日 本県警察部
第三条 細則第五条ニ抵触シタルモノアルトキハ正当事故ノ有無ヲ調査シ其ノ結果ヲ報告スヘシ
第四条 細則第六条第七条第八条ノ事項ニ付テハ所轄警察官署ニ於テ検査ヲ為シ不都合ノ点アラハ直ニ報告スヘシ
第五条 所轄警察官署ニハ台帳ヲ備ヘ置キ細則第十条第十一条第十二条ノ製造者請売者調製者ノ住所氏名番地年齢等ヲ登録シ異動ノ都度加除訂正スヘシ

出典:青森県警察部1911『青森県警察類典(衛生)』

後注)

2)青森市史編纂室編1958『青森市史』第五巻産業編(下)』p.509-511

3)佐野家文書

4)拙稿2021「青森県における清涼飲料水の製造と普及(1)」、『青森県立郷土館研究紀要』第45号,pp.145-150

5)拙稿2022「青森県における清涼飲料水の製造と普及(2)」、『青森県立郷土館研究紀要』第46号,pp.53-66

6)「清涼飲料水」の概念と呼称は明治33年6月内務省令第30号清涼飲料水取締規則以後のことである。本稿が取り扱う明治32年以前の時点では「沸騰飲料水」と呼ばれている(例 青森県令第十二号「沸騰飲料水営業取締規則」)。すなわち、炭酸入りの飲料水のことである。

7)拙稿2022「青森県における清涼飲料水の製造と普及(2)」、『青森県立郷土館研究紀要』第46号,pp.53-66

- 8)『東奥日報』明治30年6月18日広告
- 9)佐野家文書『記憶帳』および『製造営業願』に記される佐野仙之助の本籍(指令第1072号、明治39年5月10日付)は、三重県三重郡富田村大字東富田130番屋敷となっている。桑名藩東富田村は、幕末に朝明郡東富田村、慶応4(1868)年に戊辰戦争で桑名藩が開城し、名古屋藩取締地、明治2年8月10日(1869年9月15日)桑名藩再興、明治4年7月14日(1871年8月29日)廃藩置県で桑名県、明治4年11月22日(1872年1月2日)安濃津(あのうち)県、明治5年3月17日(1872年4月24日)三重県、明治22年(町村制施行)朝明郡富田村、明治29年(三重郡と合併して)三重郡富田村、大正元年(町制施行)三重郡富田町、昭和16年(四日市市に編入)四日市市富田地区となる)
- 10)子孫への聞き取りによる。
- 11)四日市市編1993『四日市市史』第12巻史料編近代Ⅱp.122
- 12)船水清1970『ここに人ありき』第三巻p.251
- 13)子孫への聞き取りによる。佐野仙之助氏は、北海道の酒屋(石垣商店)で働いていたのではないかと。そののち青森へ渡ったという。ただし、裏付けとなる資料は確認できていない
- 14)書物によっては、石垣の出身が富田であると記すものがある。
- 15)子孫への聞き取りによる。「佐野仙之助氏の父の実家は、四日市市でラムネ屋を営んでいた」という。
- 16)佐野家文書。『諸官省[署]届願写』。
- 17)『東奥日報』明治32年7月1日「ラムネの売行」
- 18)『東奥日報』明治32年7月1日「ラムネの売行」。記事内容が正確であるとすれば、佐野仙之助が製造を開始したのは明治31(1898)年以降ということになる。ただしこれらの新聞記事以外には根拠となる資料がない。
- 19)『東奥日報』明治31年6月15日「ラムネ製造所の拡張」。記事ではラムネを製造していたの横井商店としているが、佐野商店の誤報であったと後日訂正している(拙稿2021「青森県における清涼飲料水の製造と普及(1)」、『青森県立郷土館研究紀要』第45号参照)。
- 20)『東奥日報』明治31年6月15日「ラムネ製造所の拡張」
- 21)船水清1970『ここに人ありき』第三巻pp.239-251参照。
- 22)『東奥日報』明治31年6月15日「ラムネ製造所の拡張」には、「同店の都合に依り今後伊勢四日市港朝水舎の出張所と改め益々業務を拡張することになりたる」と記されている。「同店」とは、初出の記事では「横井商店」のことであるが、後日「佐野商店の誤り」であったと訂正された。
- 23)なお「○水舎」という名称は当時の清涼飲料水製造業者に一般的な屋号である(例:洋水舎(東京、鈴木乙松)、玉水舎(大阪))。
- 24)明治22年の町村制によって発足した「四日市町」は明治30年8月1日に「四日市市」(市制施行)となっている。この広告が掲載された明治31年時点の「四日市市」の市域には、佐野仙之助の本籍がある東富田(富田町)は含まれていない。
- 25)子孫への聞き取りによる。
- 26)四日市市編1993『四日市市史』第12巻史料編近代Ⅱpp.24
- 27)四日市市編1993『四日市市史』第十二巻 史料編 近代Ⅱp.141
- 28)『東奥日報』明治31年6月15日広告
- 29)『東奥日報』明治31年6月16日広告。6月17・18・19日に同じ広告が掲載されている。隣には横井商店の「函館氷」の広告が並ぶ。
- 30)『陸奥新報』昭和28年8月21日
- 31)『東奥日報』明治32年7月16日「ラムネの材料」
- 32)『東奥日報』明治32年7月16日東奥日報「ラム酒の話」、明治33年7月13日東奥日報「ラムネの材料」
- 33)『東奥日報』明治37年7月27日「ラムネと興奮剤」
- 34)『東奥日報』明治37年7月27日「ラムネと興奮剤」
- 35)この寿司店は同じ年に発行されたガイドブックにも掲載されている「巴屋」(ともえや)という寿司店のことであると考えられる(『合浦の燈 青森案内』p.105)、『青森市史』産業編[下]p.449)。『合浦の燈 青森案内』は明治31(1898)年9月に刊行されたので(同書p.3)、同年6月の新聞で報じられたように「巴寿司」がすでに「跡地」になっているのであれば、同店は大町の別の場所で営業していたということだろうか。
- 36)同書によると、当時のサイダーの値段は、卸1打45銭、小売1打70銭で卸売り1本が4銭にもならない価格(1本3.75銭)であった。「職工の工賃なども極めて安く、熟練した人で月3円も出せば容易に雇ひ得られた程であるから相当に儲けはあつた。」とも記されている。潮田滝次郎1935「ヘース氏の記憶」(『東京清涼飲料水同業組合業界回顧史』掲載、阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.p.101-102所収)
- 37)越崎宗一1952『開拓使前後』p.195-197(初出:「北日本飲食料雑貨新報」昭和13年3月号-4月号)。当時(明治30年)の売価は、1打24銭、市中での小売価格1本3銭。
- 38)越崎宗一1952『開拓使前後』p.195-197(初出:「北日本飲食料雑貨新報」昭和13年3月号-4月号)
- 39)木村柳三郎1902「小樽実業名家案内双六」(『北方資料デジタルライブラリー参照、北海道立図書館蔵。図4は、資料の一部を拡大して示したもの)
- 40)大洋社の開業が明治32(1899)年であることによる。
- 41)佐野家資料『明治参拾貳年ヨリ 諸官署届願写』綴
- 42)『東奥日報』明治32年3月15日「ラムネ製造」
- 43)佐野家資料「明治三十二年営業名及課税標準届」明治32年1月30日付(『明治参拾貳年ヨリ 諸官署届願写 佐野商店』明治32年3月17日付「御届」)。この日

(3月17日)に佐野は店から酒が盗まれるという事件に見舞われている。「東津軽郡荒川村大字荒川〇〇〇〇の妻〇〇(五十四)は(中略)一昨十六日午後三時当地柳町戸川善太郎方店頭より古毛布一枚、同日大町佐野仙之助方店頭より白酒一本其他何れの商店よりかビール一本を窃取して杉沢刑事のために逮捕せられたるものなり」と(『東奥日報』明治32年3月17日「店頭の小盗み」、[氏名は伏せ字とした])。

44)この住所について、原料水所在地(見取り図から佐野仙之助の工場兼住宅の所在地と同一であることがわかる)は「青森市大町参丁目参拾九番戸」、申請者佐野仙之助の住所は「青森市大町三丁目百三十九番戸」と記述されている。また、ラムネ製造営業許可書(指令第620号)には、「青森市大字大町三十九番戸 佐野仙之助」と記される。すなわち、同じ住所が、①大町39番地、②大町39番戸、③大町3丁目39番戸、④大町三丁目139番戸、の4通りで記されていて、「番地」「番戸」の違いにも注意が必要であるが、記述が混乱している。また、見取り図についても方角等について不審な点があり、現時点で場所の確定には至っていない。

45)『東奥日報』明治32年3月15日「ラムネ製造」

46)『東奥日報』明治32年4月8日「ラムネ製造」

47)会期は明治33年4月15日から5月14日まで(青森県1900『第三回奥羽六県連合物産共進会報告』)。

48)『東奥日報』明治32年3月15日「ラムネ製造」、および『東奥日報』明治32年4月8日「ラムネ製造」

49)佐野家資料「ラムネ製造営業許可」。『東奥日報』明治32年4月27日「朝日ラムネ」の記事では、「当市大町和洋酒店佐野仙之助方にて製造の朝日ラムネは昨日愈々警察部の検査済となりたれば」とあるが、佐野家の資料によれば認可が下りたのは4月24日である。

50)『東奥日報』明治32年4月27日「朝日ラムネ」

51)『東奥日報』明治32年4月27日「朝日ラムネ」

52)『東奥日報』明治32年2月23日「ラムネ製造会社設立の計画」、および『東奥日報』明治32年3月5日「ラムネ合資会社の設立」。

53)『東奥日報』明治32年3月5日付「ラムネ合資会社の設立」の記事によると「一昨日」すなわち3月3日に登記されたとされる。創業年について『青森県統計書』をみると、明治33年版(明治35年発行)までは「商業」の項目に「青森ラム子製造合資会社」は掲載されていない。明治34年版以降、会社名が登場する。明治34年版および35年版では、青森ラム子の創業年月が「明治三十二年四月」と書かれているが、明治36年版以降は「明治三十二年三月」と書き換えられている。これは、開業は4月であったが会社の登記は3月であったことから、のちに訂正したものと思われる。

54)『東奥日報』明治32年2月23日「ラムネ製造会社設立の計画」

55)『東奥日報』明治32年4月21日「ラムネ製造会社の披露宴」

56)『東奥日報』明治32年4月22日広告。青森ラムネ製造合資会社の初の広告である。4月23日および28日、5月20日にも同じ広告が掲載されている。

57)拙稿2021「青森県における清涼飲料水の製造と普及(1)」(青森県立郷土館研究紀要第45号pp.145-150)

58)『東奥日報』明治32年2月23日「ラムネ製造会社設立の計画」

59)『東奥日報』明治32年6月30日「市井のくさぐさ」

60)『東奥日報』明治32年7月1日「ラムネの売行」

61)1899(頃)『奥羽六県連合物産共進会会誌』p.24

62)「青森県商工人名及広告」(1899(頃)『奥羽六県連合物産共進会会誌』第四編pp.9-10)

63)『東奥日報』明治32年4月21日「奥羽六県連合物産共進会共進会彙報」

64)『東奥日報』明治33年7月19日「硯の塵」

65)『東奥日報』明治32年4月28日広告『東奥日報』明治32年5月30日「札幌ビール」

66)佐野家資料『諸官省[署]届願写』。

67)『東奥日報』明治32年8月12日「水揚機器販売」、『東奥日報』明治33年7月8日広告「水揚ポンプ」、『東奥日報』明治33年7月8日広告「農業者江広告」(図版口掲載)、『東奥日報』明治33年7月11日広告「ポンプ」、『東奥日報』明治33年7月12日広告「ポンプ」

68)『東奥日報』明治33年7月17日「各地の旱害」

69)『東奥日報』明治33年7月17日「各地の旱害」

70)『東奥日報』明治33年8月26日「汚水を飲で」

71)『東奥日報』明治38年7月19日「ポンプの荷着」

72)『東奥日報』明治32年7月16日「ラムネ需用薄」。「以来市人は何れも之を飲用せざる者なき程に至りし」と報じられている。

73)『東奥日報』明治32年7月1日「ラムネの売行」…「本年は更らに洋酒店の人々相謀り合資会社を組織し双方競争の有様に立ち至りたる」と報じられている。

74)『東奥日報』明治32年4月13日「常磐醤油の売出」。この記事にはラムネの銘柄が記されていないが、注75の記事により櫻ラムネであることがわかる。

75)『東奥日報』明治32年4月18日「奥羽六県連合物産共進会 共進会のぞき(上) ラムネ接待」、および『東奥日報』明治32年4月16日「奥羽六県連合物産共進会(其二)」これらの記事にはラムネの銘柄は記されていないが、大町長谷川商店の経営者・長谷川興兵衛は、青森ラム子製造合資会社の経営に参加しているから、サービスのラムネは当然自社のラムネであると考えられる。

76)『東奥日報』明治32年7月1日「ラムネの売行」。ただ、7月も半ばを過ぎた頃に気温が低下して、売れ行きが低下したことも報じられている(『東奥日報』明治32年7月16日「ラムネ需用薄」)。

77)『東奥日報』明治35年7月6日「ラムネの売行」

78)『東奥日報』明治38年7月7日「紫鉛筆」

79)洪沢敬三編1954『明治文化史』(第12巻 生活)第三章「飲食と生活」、第二節 開国が食生活に及ぼした影響、三 飲料と嗜好品、(5) 清涼飲料水(宮本常一執筆)

筆)pp.173-174

- 80)『東奥日報』明治33年7月26日広告
- 81)『東奥日報』明治33年7月8日広告
- 82)『東奥日報』明治33年8月5日広告
- 83)『東奥日報』明治36年7月5日「ラムネの売行」
- 84)『東奥日報』明治36年7月23日「櫻印ラムネ好況」
- 85)『東奥日報』明治38年7月19日「ラムネ製造高」「一日平均製造高六百打即ち七千二百本以上なり」と記されている。
- 86)これらのデータは7～8月に報じられたものであり、また明治38年の記事には1～6月と明記されていることから、ここでいう上半期は1～6月のことである。
- 87)『東奥日報』明治33年7月19日「青森市重要物産商況」
- 88)『東奥日報』明治34年8月9日「青森市の重要物産商況」
- 89)『東奥日報』明治35年8月3日「青森市の需用物産」
- 90)『東奥日報』明治37年8月21日「当市の重要物産商況」
- 91)『東奥日報』明治38年8月22日「青森市重要物産概況」
- 92)『東奥日報』明治39年8月20日「青森市重要物産商況」
- 93)『東奥日報』明治32年7月1日「青森県公文」
- 94)その後、大正12年に改正された(内務省令第七号)。阿部栄次郎編『日本清涼飲料史』p.185
- 95)『東奥日報』明治33年7月19日「青森市重要物産商況」。
- 96)『東奥日報』明治34年8月9日「青森市の重要物産商況」
- 97)『東奥日報』明治35年8月3日「青森市の需用物産」
- 98)『東奥日報』明治37年8月21日「当市の重要物産商況」
- 99)『東奥日報』明治38年8月22日「青森市重要物産概況」
- 100)『東奥日報』明治39年8月20日「青森市重要物産商況」
- 101)青森県統計書では、明治33年版(明治35年発行)までは「商業」の項目に清涼飲料水製造業者は掲載されていないが、明治34年版以降、「青森ラム子製造合資会社」が登場する。
- 102)『青森県統計書』工業・工場ノ一(明治37年12月31日現在)に青森ラム子製造合資会社が初出する。
- 103)『東奥日報』明治37年7月27日「ラムネと興奮剤」
- 104)『東奥日報』明治37年8月21日「当市の重要物産商況」。
- 105)『東京日日新聞』明治27年8月9日(当記事の出典は、渋谷敬三編1954『明治文化史』(第12巻 生活)第三章「飲食と生活」、第二節 開国が食生活に及ぼした影響、三 飲料と嗜好品、(5) 清涼飲料水(宮本常一執筆)pp.173-174)。
- 106)丸本彰造1938「戦争と清涼飲料水」(『日本清涼飲料史』p.736)
- 107)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.14
- 108)立石勝規2009『なぜ三ツ矢サイダーは生き残れたのかー夏目漱石、宮沢賢治が愛した「命の水」125年』p.141
- 109)弘前市史編纂委員会編1973『弘前市史 明治・大正・昭和編』p.374
- 110)「新編 弘前市史」編纂委員会編2003『新編弘前市史 通史編 3 (近世2)』pp.117-128
- 111)『東奥日報』明治36年8月14日「南塘の納涼地」
- 112)『弘前新聞』明治39年6月14日広告、『東奥日報』明治39年6月1日広告など。
- 113)『青森県統計書』明治32年から大正2年までの各号データを集成。
- 114)『陸奥新報』昭和28年7月31日「ラムネ物語」
- 115)『東奥日報』明治33年8月23日「不良のラムネ」
- 116)船水清1970『ここに人ありき』第三巻p.251
- 117)『東奥日報』明治33年8月23日「不良のラムネ」
- 118)『東奥日報』明治33年8月24日、および『東奥日報』明治33年8月28日
- 119)『東奥日報』明治33年9月2日
- 120)『東奥日報』明治33年9月16日
- 121)阿部栄次郎1969「清涼飲料税法の歴史的文献」(『日本清涼飲料史』p.326所収)
- 122)『陸奥新報』昭和28年7月31日「ラムネ物語」
- 123)『陸奥新報』昭和28年7月31日「ラムネ物語」
- 124)『陸奥新報』昭和28年7月31日「ラムネ物語」
- 125)『陸奥新報』昭和28年7月31日「ラムネ物語」
- 126)『陸奥新報』昭和28年7月31日「ラムネ物語」に掲載された写真を転載

- 127)『東奥日報』明治34年7月4日「櫻印ラムネ会社」
- 128)『東奥日報』明治37年7月13日「櫻印ラム子の売況」
- 129)『東奥日報』明治34年7月4日「櫻印ラムネ会社」
- 130)『東奥日報』明治34年7月30日広告
- 131)ラムネの販売には季節性が伴うことから、年中フルタイムで工場が稼働していたわけではなく、弘前支店では毎年4月にそのシーズンの店開きをおこなっていたとみられる。明治36(1903)年は4月17日、明治37(1904)年は4月15日に開業している(『東奥日報』明治37年7月13日「櫻印ラム子の売況」)。
- 132)『東奥日報』明治34年7月30日広告
- 133)『東奥日報』明治37年7月13日「櫻印ラム子の売況」
- 134)『東奥日報』明治37年7月13日「櫻印ラム子の売況」
- 135)『東奥日報』明治34年7月30日「清水家戸の休憩所」(新城の本村から2里半ほどのところにある清水家戸[地名]に、青森小林区署第七号保護官舎があり、官舎員と新城村長、村の有志が多数出向き休憩所を設けて、森林視察者一行を折り詰めの寿司とラムネで歓待した)、『東奥日報』明治34年8月9日「親父の羽織でも」(要約: 今別、袈月、平館宇田と旅して巡る学生の道中記にいわく「ある日商店でラムネがあるか聞いたところ『ない』といわれ、立ち去ろうとすると小声で『あるけれどもあんな人に売っても金を払うかどうかわからない』という声が聞こえた。再び店の前に戻り、財布を店先に投げて『ラムネ一本』と言うと、番頭が『はい』と返したという。)
- 136)『東奥日報』明治35年7月6日「ラムネの売行」
- 137)『東奥日報』明治38年7月7日「紫鉛筆」
- 138)弘前市史編纂委員会編1973『弘前市史 明治・大正・昭和編』p.376
- 139)八戸市史編纂委員会編『八戸市史』通史編p.486年表
- 140)『東奥日報』明治33年7月8日
- 141)『東奥日報』明治33年8月19日
- 142)『東奥日報』明治35年7月6日
- 143)『東奥日報』明治38年7月4日
- 144)『新編八戸市史』通史編年表p.486。『八戸商工会議所廿五年史』p.357では、明治33年の項に「三日町でラムネ製造販売(関向松太郎)(6.ー)」と記される。
- 145)『東奥日報』明治33年7月8日「八戸のラムネ製造所」
- 146)『東奥日報』明治33年8月19日「上磯今別通信」
- 147)『東奥日報』明治33年8月25日「ラムネ」
- 148)『東奥日報』明治36年7月18日「ラムネ用水の検査」
- 149)『東奥日報』明治35年7月3日、7月6日「朝日ラムネ」広告、および「青森実地明細図」(明治25年発行、青森県立郷土館蔵)。後者については「津軽デジタル風土記」HPの「青森実地明細図」の項を参照。6コマの画像を拡大して見ることができる。6コマ目が「柳原遊郭」で、「富士見楼」の建物も描かれている。
- 150)『東奥日報』明治36年7月3日広告
- 151)『東奥日報』明治38年7月4日広告および『東奥日報』明治38年7月16日「金鶏ラムネの売出」
- 152)『東奥日報』明治38年7月22日広告
- 153)『東奥日報』明治38年7月19日「金鶏ラムネ製造場」
- 154)『青森県統計書』明治32年から大正2年までの各号データを集成したもの。
- 155)『東奥日報』明治32年2月23日「ラムネ製造会社設立の計画」および『東奥日報』明治32年3月5日「ラムネ合資会社の設立」
- 156)『東奥日報』明治34年7月4日「櫻印ラムネ会社」
- 157)『東奥日報』明治36年8月6日広告
- 158)『東奥日報』明治38年7月15日広告
- 159)『東奥日報』明治39年5月13日広告
- 160)『東奥日報』明治32年5月7日「飲食物取締と内務省」
- 161)『東奥日報』明治32年4月21日「奥羽六県連合物産共進会 共進会彙報」
- 162)『東奥日報』明治32年5月7日「醸造葡萄酒の取締」
- 163)『東奥日報』明治32年5月7日「飲食物取締と内務省」
- 164)明治三十三年二月法律第十五号(国立国会図書館デジタルアーカイブス参照。以下の法令も同アーカイブス参照)
- 165)『東奥日報』明治37年7月30日「氷水と果実(二)」
- 166)清涼飲料水のうち、炭酸ガスを含有するもの(サイダー、ラムネ、ソーダ水)は、のちに大正15年3月発令の清涼飲料税法で課税されることになる。一方、炭酸ガスを含有しないものとは、ミカン水、シロップ、人工天然果汁、カルピス類似品などであった。
- 167)同日「牛乳営業取締規則施行細則」(県令65号)も定められた(『青森県警察史編纂委員会編1973『青森県警察史』上巻pp.』p.745)
- 168)弘前佐野家資料『明治参拾貳年ヨリ 諸官署届願写 佐野商店』(明治32年3月17日付「御届」)
- 169)『東奥日報』明治32年5月6日「蒸留器械到着」

- 170)「蒸留水または煮沸水を用いる」という規則(青森県令「清涼飲料水営業取締規則施行細則」第六条)は9月施行だから、これに違反したのではなく、内務省令「清涼飲料水営業取締規則」第五条一「混濁又ハ変敗シタルモノ」を販売したことによる取締だろうか。また、罰則は「清涼飲料水営業取締規則」(内務省令第30号)と「清涼飲料水営業取締規則施行細則」(青森県令66号)では罰金ののみ定められているが、「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」(法律第十五号)では、罰金のほか「公務を行つ者ニ抗拒シタル者」は1ヶ月以下の重禁錮とされている。「拘留7日」の「処分」はどのような根拠に基づいて行われたのだろうか。
- 171)『東奥日報』明治33年8月23日「不良のラムネ」
- 172)『東奥日報』明治32年4月14日「ラムネ製造取締に就て」
- 173)『東奥日報』明治36年7月18日「ラムネ用水の検査」。「衛生課技手は昨日 蕨町及大町の両ラムネ製造会社に就き用水の検査を執行せるが何れも蒸留水を用ゐるを以て飲用に適したるもののみなりしと」
- 174)拙稿2022「青森県における清涼飲料水の製造と普及(2)」、『青森県立郷土館研究紀要』第46号,pp.53-66
- 175)拙稿2022「青森県における清涼飲料水の製造と普及(2)」、『青森県立郷土館研究紀要』第46号,pp.53-66
- 176)山口茂一1969『青森市水道60年史』pp.24-25
- 177)山口茂一1969『青森市水道60年史』pp.26-29
- 178)それまでの青森衛生支会が主体の水道布設委員会は解散した。山口茂一1969『青森市水道60年史』pp.30-31
- 179)山口茂一1969『青森市水道60年史』pp.30-32
- 180)『東奥日報』明治32年4月21日「奥羽六県連合物産共進会 共進会彙報」
- 181)山口茂一1969『青森市水道60年史』p.32
- 182)山口茂一1969『青森市水道60年史』p.34
- 183)山口茂一1969『青森市水道60年史』p.34
- 184)山口茂一1969『青森市水道60年史』p.35
- 185)山口茂一1969『青森市水道60年史』p.35。明治30年の千種基による設計は概算設計であった。
- 186)山口茂一1969『青森市水道60年史』p.35
- 187)『東奥日報』明治39年8月5日「青森と衛生(一)」
- 188)『東奥日報』明治39年8月5日「青森と衛生(三)」
- 189)『東奥日報』明治39年8月5日「青森と衛生(一)」
- 190)青森市役所市史編纂係1909『青森市沿革史』(下)p.701所収、『東奥日報』明治38年5月19日付記事
- 191)『東奥日報』明治36年8月14日「酷暑の注意」
- 192)『弘前新聞』明治39年7月4日「飲料水の注意」、『弘前新聞』明治39年7月10日「降雨と飲料水」
- 193)『弘前新聞』明治39年7月11日「沸騰水の器具」、『弘前新聞』明治39年7月17日「生水を飲用する勿れ」
- 194)弘前市史編纂委員会編1973『弘前市史 明治・大正・昭和編』p.376
- 195)大字細越字安田地区の状況。大野尋常小学校公立大野青年学校1936『郷土調査』(昭和11年)第四節 郷土民ノ生活状況 二 衣食住ノ状況 飲料水(現在ノ状況
- 196)山口茂一1969『青森市水道60年史』p.255
- 197)『東奥日報』明治33年8月26日「汚水を飲で」
- 198)今村文彦ほか2002「津軽半島周辺での寛保渡島沖津波の再調査ー津軽藩御国日記の追加による詳細調査ー」『津波工学研究報告』第19号,p.8
- 199)「新編 弘前市史」編纂委員会編2003『新編弘前市史 通史編 3 (近世2)』p.620、『青森市水道六十年史』山口茂一編1969『青森市水道六十年史』(p.1)
- 200)『東奥日報』明治23年7月23日広告「清水売広め」
- 201)谷川隼也2019「襲月の生活様々」(古々路の会2019『昔風と當世風』141号,p.52「井戸は今も稲荷神社の横にある。湧き水もあり、冷や水と呼んでいた。昔はこれを飲んでから畑に行った」。
- 202)六ヶ所村史編纂委員会編1997『六ヶ所村史』下巻Ⅱ,p.335
- 203)『青森県警察史編纂委員会編1973『青森県警察史』上巻pp.』pp.767-798
- 204)『東奥日報』明治39年7月19日「青森署長の衛生注意」
- 205)『東奥日報』明治39年8月8日「衛生に関する指示事項(南郡町村長会議に於て)」
- 206)『青森県警察史編纂委員会編1973『青森県警察史』上巻p.768、およびグラフ参照
- 207)『青森県警察史編纂委員会編1973『青森県警察史』上巻p.766
- 208)データ出典:『青森県史 近現代 資料6 統計』
- 209)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.15
- 210)辻新太郎1935「明治17年頃」(東京清涼飲料水同業組合1935『業界回顧史』掲載,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.p.109-110所収)
- 211)『東奥日報』明治26年7月4日広告
- 212)『東奥日報』明治32年4月22日広告
- 213)『東奥日報』明治37年7月28日「氷水と果実(一)」

- 214)『東奥日報』明治33年7月17日「飲食物其他の物品取締の程度」。
- 215)阿部栄次郎1969「清涼飲料税法の歴史的文献」(『日本清涼飲料史』326所収)阿部氏は当時、社団法人東京清涼飲料協会理事長)
- 216)弘前市史編纂委員会編1973『弘前市史 明治・大正・昭和編』p.376
- 217)『東奥日報』明治33年8月23日「不良のラムネ」
- 218)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』pp.116-118所収
- 219)『東奥日報』明治37年7月30日「氷水と果実(二)」
- 220)『東奥日報』明治37年7月30日「氷水と果実(二)」
- 221)『東奥日報』明治37年8月4日「発売禁止物」
- 222)『東奥日報』明治39年7月12日「目睹耳聞(みたりきいたり)」
- 223)『弘前新聞』明治39年7月17日「注意すべき氷水屋」
- 224)『東奥日報』明治39年8月8日「夏季衛生に就て(中) 乙 食物及飲料」
- 225)『東奥日報』明治39年8月10日「夏季衛生に就て(下) 戊 防疫法」
- 226)『弘前新聞』明治39年7月11日「沸騰水の器具」
- 227)『東奥日報』明治37年7月27日「ラムネと興奮剤」、『東奥日報』明治37年8月21日「当市の重要物産商況」
- 228)『東奥日報』明治38年8月10日「弘前ラムネの近況」
- 229)『東奥日報』明治39年8月8日「夏季衛生に就て(中) 乙 食物及飲料」
- 230)『東奥日報』明治39年8月10日「夏季衛生に就て(下) 戊 防疫法」
- 231)『弘前新聞』明治39年7月17日「注意すべき氷水屋」
- 232)青森県警察史編纂委員会編1973『青森県警察史』上巻pp.767-798
- 233)『東奥日報』明治37年7月30日「氷水と果実(二)」
- 234)石川大次郎1935「明治24年頃」(東京清涼飲料水同業組合1935『業界回顧史』掲載,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.116-117所収)
- 235)『東奥日報』明治33年8月23日「不良のラムネ」
- 236)『東奥日報』明治37年7月30日「氷水と果実(二)」
- 237)『倉島謙1914『清涼飲料之新研究』、『日本清涼飲料史』pp.211-212所収
- 238)『東奥日報』明治36年7月10日「不良ラムネ」
- 239)『東奥日報』明治37年7月30日「氷水と果実(二)」
- 240)『東奥日報』明治34年7月2日「露店飲食品の取締」
- 241)『東奥日報』明治34年7月2日「露店飲食品の取締」
- 242)『東奥日報』明治36年8月19日「黒石たより(承前) 飲食物」
- 243)『弘前新聞』明治39年7月12日「ラムネの鑑別」
- 244)『東奥日報』明治34年7月2日「露店飲食品の取締」
- 245)『東奥日報』明治38年7月9日「ラムネの取替と投棄」
- 246)『東奥日報』明治37年7月27日「ラムネと興奮剤」
- 247)『東奥日報』明治36年7月10日「不良ラムネ」櫻(弘前市)、朝日(弘前市)が摘発(本数不明)。『東奥日報』明治38年7月9日「ラムネの取替と投棄」、櫻60打(青森市)。『東奥日報』明治37年8月20日「ラムネ押収」、ブランド名不明約30(弘前市)。『弘前新聞』明治39年7月4日「ラムネの投棄」「当署に於て不良と認め投棄せしめたるラムネは一日櫻五本 二日金鶏九本 旭二本 二日金鶏八本[ママ。金鶏についてはすでに二日の数値が記載されていることから、三日の誤りか] 三日櫻六本なり」との記述に基づく。以下7月2日、7月3日についても同じ。7月1日櫻5(弘前市)。『弘前新聞』明治39年7月4日「ラムネの投棄」、7月2日金鶏9、朝日2(弘前市)。『弘前新聞』明治39年7月4日「ラムネの投棄」、7月3日櫻6、金鶏8(弘前市)。『弘前新聞』明治39年7月11日「不良ラムネ(危険危険)」※昨日の投棄数として掲載。7月9日櫻22(弘前市)。『弘前新聞』明治39年7月11日「不良ラムネ(危険危険)」※昨日の投棄数として掲載。7月10日櫻16、金鶏11、朝日8(弘前市)。『弘前新聞』明治39年7月12日「ラムネの投棄数」※7月10日までの合計。金鶏253、櫻291、朝日26(弘前市)。『弘前新聞』明治39年7月12日「ラムネの投棄数」※昨日の投棄数として掲載。7月11日金鶏99、櫻11(弘前市)。『弘前新聞』明治39年7月14日「ラムネ投棄」※昨日の投棄数として掲載。7月13日金鶏6(弘前市)。『弘前新聞』明治39年7月15日「ラムネの投棄」※昨日の投棄数として掲載。7月14日金鶏4(弘前市)
- 248)『弘前新聞』明治39年7月11日「不良ラムネ(危険危険)」
- 249)『東奥日報』明治37年8月4日「発売禁止物」。清涼飲料水営業取締規則第四条で爹兒色素(タール色素)を用いた製品の製造と貯蔵、第五条でその販売が禁じられていた。
- 250)『東奥日報』明治38年7月9日「ラムネの取替と投棄」
- 251)『東奥日報』明治33年8月23日「不良のラムネ」
- 252)石川大次郎1935「明治24年頃」(東京清涼飲料水同業組合1935『業界回顧史』掲載,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』pp.116-117所収)
- 253)『東奥日報』明治37年7月28日「氷水と果実(一)」
- 254)『陸奥新報』昭和28年7月31日「ラムネ物語」

- 255)『東奥日報』明治38年7月14日「弘前のラムネと氷の売況」
- 256)石川大次郎1935「明治24年頃」(東京清涼飲料水同業組合1935『業界回顧史』掲載,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.116-117所収)
- 257)『東奥日報』明治37年7月22日「弘前たより」によれば、弘前警察署では不良ラムネの取締をおこなっていることで度々摘発される者が生じているが「櫻ラム子の方は其の筋の分析に対し何等の有害を見認められず注意をも受けたることもなきに引換へ〇〇印[原典では業者名]の蓋製の評判一時市内に涉りてより櫻印も偶々同一視され営業上多大の影響を被るより相当の処置を仰かざるべからずとて本支両社の理事者は目下協議中なりと云ふ」
- 258)『東奥日報』明治36年7月2日広告
- 259)『東奥日報』明治38年7月14日「弘前のラムネと氷の売況」
- 260)『東奥日報』明治37年7月22日「弘前たより」
- 261)『東奥日報』明治33年8月23日「不良のラムネ」
- 262)『東奥日報』明治37年7月30日「氷水と果実(二)」
- 263)『弘前新聞』明治39年7月11日「不良ラムネ(危険危険)」
- 264)『東奥日報』明治37年7月30日「氷水と果実(二)」
- 265)『東奥日報』明治39年7月12日「目撃耳聞」および『弘前新聞』明治39年7月12日「ラムネの鑑別」
- 266)『青森県統計書』工業・工場ノ一(明治37年12月31日現在)には「[場名]青森ラム子製造合資会社 [所在地]青森市大町 [持主]青森ラム子製造合資会社 [創立年月]明治三十二年三月 [製造品種]ラム子 [一ヶ月執業日数]150(日) [一日執業日数]10(日) [原動力]汽力(機関数1 公称馬力2)」とあるが、翌明治38年『青森県統計書』工業 工場ノ一(明治38年12月31日現在)では「[場名]青森ラム子製造合資会社 [所在地]青森市寺町[持主]青森ラム子製造合資会社 [創立年月]明治三十二年三月 [製造品種]ラム子 [一ヶ月執業日数]150(日) [一日執業日数]10(日) [原動力]汽力(機関数1 公称馬力2)となっている。
- 267)『青森市史』産業編(下)p.510
- 268)『東奥日報』明治38年5月29日広告
- 269)『東奥日報』明治39年6月1日広告
- 270)『東奥日報』明治36年8月6日広告
- 271)『東奥日報』明治38年7月15日広告
- 272)『東奥日報』明治38年7月15日広告
- 273)『東奥日報』明治39年5月13日広告
- 274)『弘前新聞』明治39年6月1日広告
- 275)『東奥日報』明治39年8月5日広告
- 276)『陸奥新報』昭和28年7月31日「ラムネ物語」
- 277)『弘前新聞』明治39年6月8日付に「旭[ママ]ラムネ」と題して「弘警に其内状を看破せられ不認可となりし佐野某の旭ラムネは今回代官町に製造所を構へ別人を以て願ひ出つるの準備中なりと」
- 278)『弘前新聞』明治39年6月14日、同15日ほかに掲載された広告
- 279)「佐野翁は三十九年五月に代官町に新工場を建て自信満々と生産量の増加に進んだ」『陸奥新報』昭和28年7月31日「ラムネ物語」
- 280)佐野家文書 明治39年6月11日「ラム子製造営業認可」
- 281)『弘前新聞』明治39年6月14日、同15日ほか広告「佐野ラムネ製造所」
- 282)『陸奥新報』昭和28年7月31日「ラムネ物語」
- 283)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』pp.14-15
- 284)渋沢敬三編1954『明治文化史』(第12巻 生活)第三章「飲食と生活」,第二節 開国が食生活に及ぼした影響,三 飲料と嗜好品,(5) 清涼飲料水(宮本常一執筆)pp.173-174
- 285)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.16
- 286)『日本清涼飲料史』によれば、王冠栓は明治33(1900)年に海外から輸入されているが、同36(1903)年からは横浜で製造が始められたという。(阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.16。なお同書では「王冠栓に変わったのは、明治33年頃からである」という証言も記されている(高木・小川1974「日本清涼飲料百年間の重大変遷」,阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.42所収)
- 287)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.16
- 288)渋沢敬三編1954『明治文化史』(第12巻 生活)第三章「飲食と生活」,第二節 開国が食生活に及ぼした影響,三 飲料と嗜好品,(5) 清涼飲料水(宮本常一執筆)pp.173-174
- 289)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.16
- 290)桜井準也2006『ガラス瓶の考古学』p.42
- 291)「沿革」(アサヒ飲料HP—会社情報)2023年3月11日閲覧
- 292)『東奥日報』明治39年7月20日「舶来缶詰と夏季飲料」
- 293)笹森貞二・森山泰太郎・千葉寿夫『なつかしの弘前』p.226(当該ページの執筆は森山泰太郎)
- 294)なお、バイナブルについては明治33(1900)年の夏に青森市で新しい果実として話題になっており、料理店ではお酒のつまみとして「昨今一寸一杯に、かの

新到着の鳳梨即ちパイナップルをチョイにて間に合わせるが流行」になった(『東奥日報』明治33年7月22日「料理店」)という。バナナよりもパイナップルのほうが早くから知られたようだ。

295)阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』p.16

296)洪沢敬三編1954『明治文化史』(第12巻 生活)第三章「飲食と生活」,第二節 開国が食生活に及ぼした影響,三 飲料と嗜好品,(5)清涼飲料水(宮本常一執筆)pp.173-174

297)『東奥日報』明治37年7月13日「進物用の珍菓」大町の野崎商店の事例、および『東奥日報』明治39年8月26日森永製菓広告。

298)『東奥日報』明治39年7月20日「舶来缶詰と夏季飲料」

299)『東奥日報』明治37年7月17日「特約販売店の追加」、『東奥日報』明治37年7月22日「朝日ビール売出景況」

300)拙稿2020「青森県における製氷と氷雪利用」(「青森県立郷土館研究紀要第44号pp.87-124)、および明治39年7月9日『東奥日報』広告・小林周次郎(小林氷室)函館氷明治39年7月9日、『東奥日報』広告・函館氷室・函館氷

注意)新聞広告等の図版は、画像処理を施した二次著作物です。また、図2、図5、図29については、原資料の所有者の厚意により公開したものです。所有者の許可なく転載を禁じます。